

第2期志木市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画
新・放課後子ども総合プラン
母子保健計画



令和2年3月
志木市

はじめに

すべての子どもたちが健やかに成長していくために、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援することなどを目的とした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本市では、令和元年度までの5年を計画期間とした「志木市子ども・子育て支援事業計画」により、さまざまな子育て施策を推進してまいりました。



平成30年度には、就学前児童及び小学生のいる子育て世帯3,500件を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果から、子育て世代の皆様のご生活実態や保育ニーズ、子育てサービスの利用状況、各子育て支援事業のニーズ量などを把握させていただき、この度、本計画を策定したところです。

私は、市政運営2期目となる平成29年7月以来、「まちづくり新35の実行計画」に基づき「人口を減らさない」、「税金も減らさない」、そして「市民の笑顔も絶やさない」まちづくりを目指し、志木市将来ビジョンで掲げる「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」の実現に向けて「子育て世代定住プロジェクト」を含む4つの戦略プロジェクトを軸に「ずっと住みたい、住んでみたいまち」を目指した取り組みを推進しております。

少子高齢社会が今後さらに進展するなか、子育て施策の充実は持続可能なまちづくりへの大きな礎であり、超高齢社会を支える生産年齢世代の転入を導くためにも、本計画の策定は、これまで以上に大きな意味を持つものと考えております。

今後は、本計画の基本理念「笑顔かがやく 志木っ子すくすく 地域みんなで育てよう」の実現を目指した取り組みを積極的に推進することで、子育て世代の皆様にとって、本市が他のどこよりも「ずっと住みたい 住んでみたいまち」になるものと確信しております。

本計画の策定にあたり、アンケート調査など多くの市民の皆様にご理解・ご協力をいただくとともに、児童福祉審議会委員の皆様にご慎重かつ活発に審議を重ねていただきました。心より感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

志木市長

香川 武文

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 統計からみる現状	4
2 子育てに関するサービスの状況	10
3 アンケートからみる子育て家庭の状況	12
4 第1期計画の評価	24
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本的な視点	40
3 重点施策	41
4 施策の体系	42
5 ライフステージごとの主な取組	44
第4章 計画の内容	46
1 子ども・子育て支援事業計画	46
2 基本施策の展開	63
目標1 親子の健やかな育ちへの支援（母子保健計画を含む）	63
目標2 豊かな心を育む教育環境の整備（新・放課後子ども総合プランを含む）	68
目標3 子育てしやすい生活環境の整備	75
目標4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	80
目標5 地域全体で見守る体制づくり	87
第5章 計画の推進	91
1 計画の推進に向けて	91
2 計画の評価・検証	93
資料編	94
1 計画策定に係る条例及び会議の設置要綱	94
2 計画策定までの経過	100
3 志木市児童福祉審議会名簿	103

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

子どもは、次の時代を担うかけがえのない存在です。子どもが安心して育つことができる環境、また、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

国では、平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において保育士の処遇改善や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進しているほか、平成29年の「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに全国の待機児童解消を目指すことを掲げており、令和元年には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、積極的な取組を進めています。

本市においては、平成21年度に「志木市子育ていろはプラン～次世代育成支援推進行動計画（後期計画）～」を策定したのち、国の新制度に対応し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成27年度から令和元年度を計画期間とする「志木市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

この間、第1期計画に基づき、「笑顔かがやく すくすく志木っ子 地域みんなで育てよう」を目指して、市民、地域、関係機関、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかし、子ども・子育てを取り巻く環境が変化していることや、第2期の市町村支援事業計画作成にあたっての基本指針の改正等、国の新たな動向や市の実情を踏まえ、この度「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

■ 子ども・子育てに関する法律、制度、近年の動向

	法律・制度等	内容
平成 26 年	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年3月末までの時限立法に延長。
平成 27 年	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成 27 年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
平成 28 年	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成 29 年	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等を掲げる。
	学習指導要領改訂	平成 30 年度から幼稚園、令和2年度から小学校で完全実施。キーワードは「主体的・対話的な深い学び」。また、地域資源を活用した預かり保育の推進が明記されている。
	『『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』とりまとめ	『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みを推進し、地域共生社会の実現に向けた工程を提示。
平成 30 年	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
	子どもの未来応援国民運動	支援情報の発信や支援を行う団体と活動をサポートする企業等のマッチング、民間資金を活用した「子どもの未来応援基金」による NPO 等に対する支援。
令和 元年	幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が成立。令和元年 10 月より、認可保育所や幼稚園、認定こども園などの利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。

2 計画の根拠と位置づけ

- 「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。
- 「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」として位置づけます。
- 「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」として位置づけます。
- 国の「健やか親子 21 (第 2 次)」の趣旨を踏まえ、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための「母子保健計画」として位置づけます。
- 埼玉県の策定する「埼玉県子育て応援行動計画」と整合を図った計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、上位計画である「志木市将来ビジョン」、福祉分野の最上位計画である「志木市地域福祉計画」をはじめ、関連する「いろは健康21プラン／志木市食育推進計画／志木市歯と口腔の健康プラン」、「志木市障がい者計画」、「志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画」、「志木市男女共同参画基本計画」などとの整合、連携を図ります。



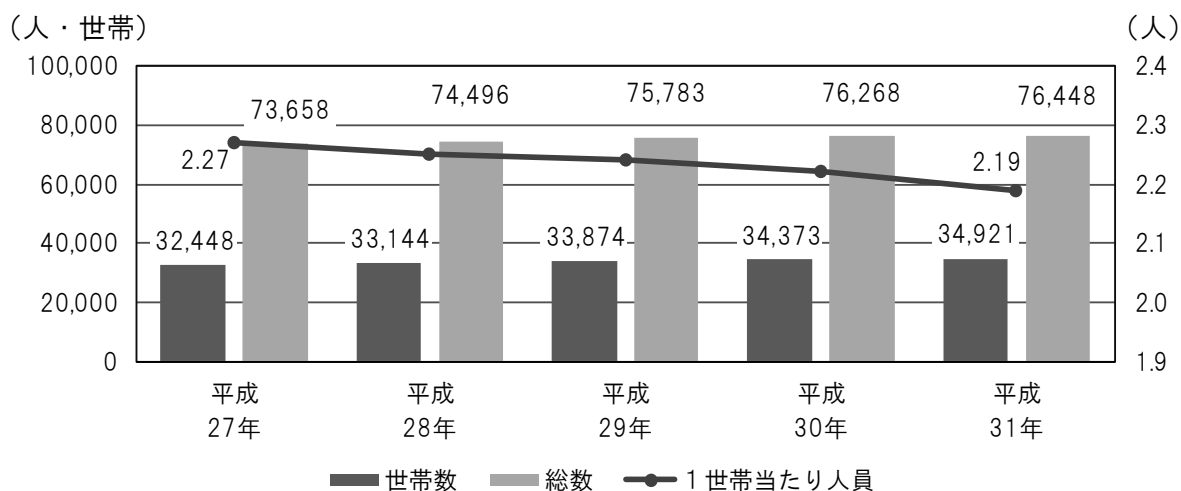
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

総人口と世帯数はともに微増傾向にあり、平成31年時点で総人口が76,448人、世帯数が34,921世帯となっています。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成31年時点で2.19人となっています。

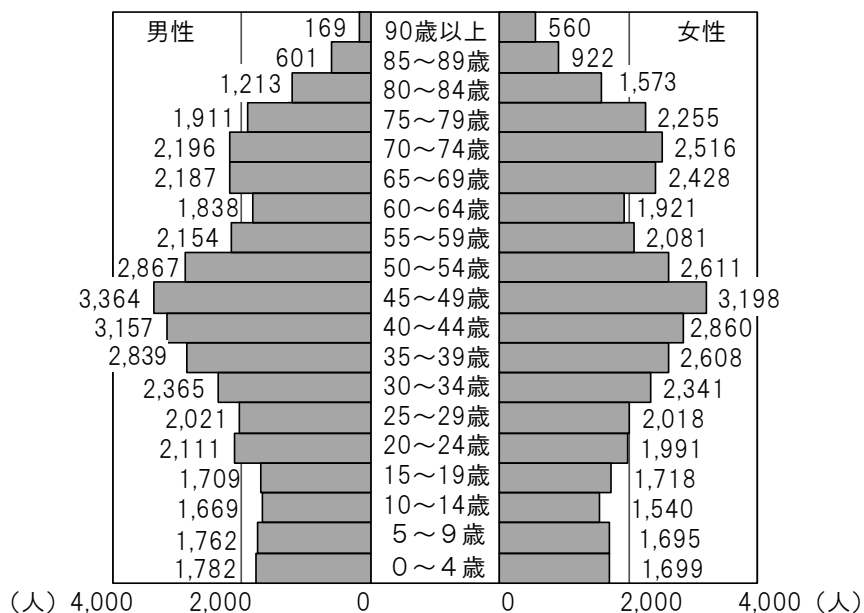
◆総人口と世帯数及び1世帯当たり人員



資料:住民基本台帳 各年4月1日時点

人口ピラミッドをみると、45～49歳とその前後の年代が最も多く、10～14歳とその前後の年代が低くなっています。

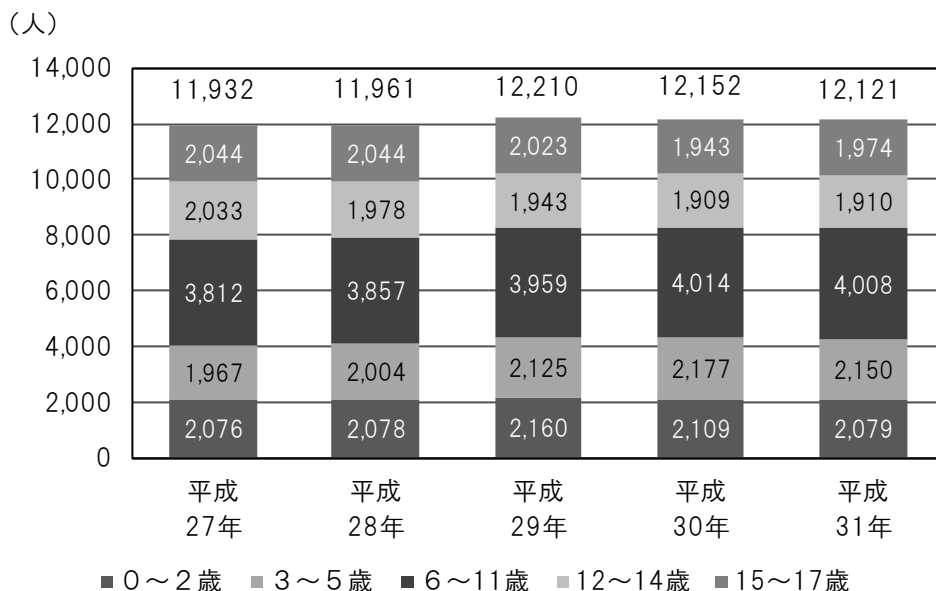
◆人口ピラミッド



資料:住民基本台帳 平成31年4月1日時点

児童人口は平成 29 年をピークに減少し、平成 31 年時点で 12,121 人となっています。内訳をみると、平成 27 年から最も増加しているのは6～11 歳で、196 人の増加となっています。一方、12～14 歳については 123 人の減少となっています。

◆児童人口



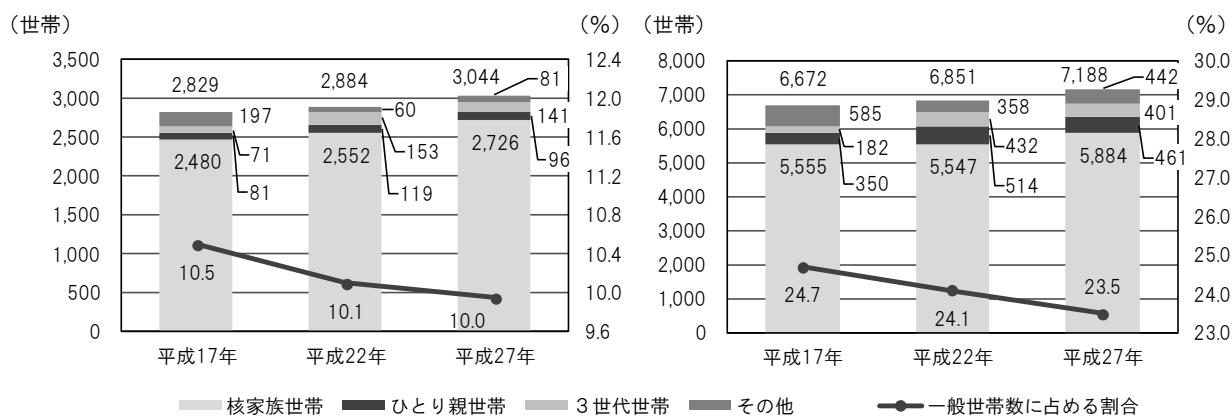
資料：住民基本台帳 各年4月1日時点

6歳未満世帯員のいる世帯数、18歳未満世帯員のいる世帯数は、どちらも増加していますがその一般世帯に占める割合は減少傾向にあります。

平成 22 年と平成 27 年を比較すると「核家族世帯」が6歳未満世帯員のいる世帯で 174 世帯、18歳未満世帯員のいる世帯で 337 世帯増加しています。

◆6歳未満世帯員のいる世帯数

◆18歳未満世帯員のいる世帯数

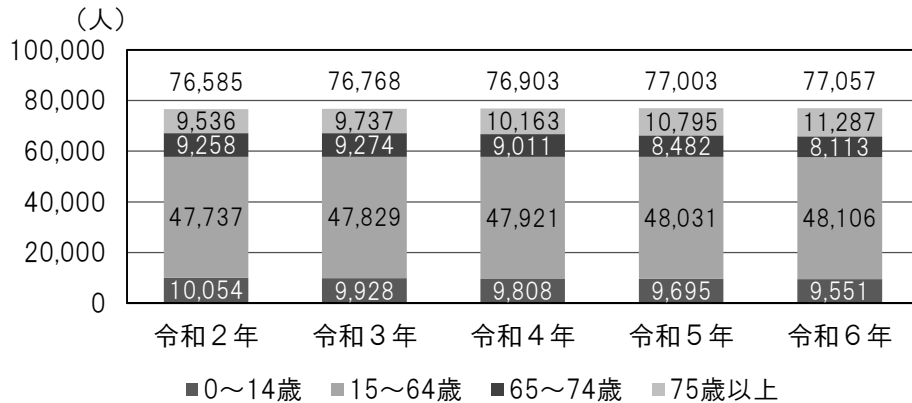


資料：国勢調査

(2) 人口の推計

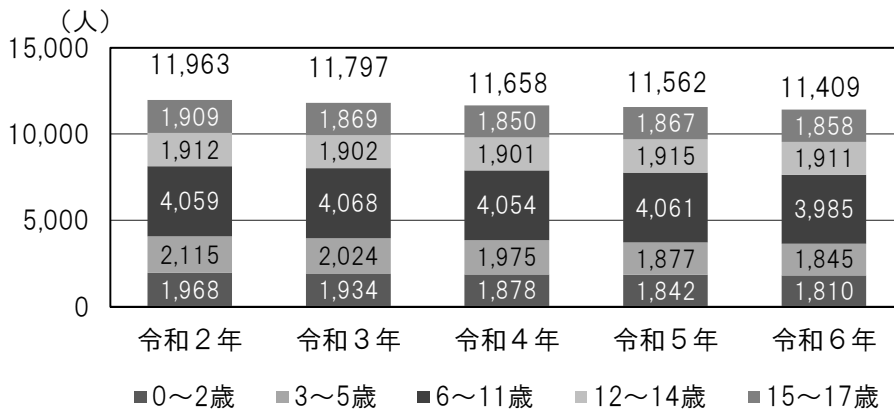
平成30年から平成31年の4月1日時点の人口推移を基に人口推計を行ったところ、総人口は今後も微増していくことが予想されています。一方でその内訳をみると、0～14歳と65～74歳は減少が見込まれています。

◆人口4区分の推計



児童人口は、概ね減少していくことが見込まれています。年齢別の内訳をみると、12～14歳は横ばいで推移していくことが見込まれますが、その他の年齢では概ね減少傾向にあります。

◆児童人口の推計



人口推計は、平成30年から平成31年の各年4月1日現在の住民基本台帳データを基に、コーホート要因法により算出したものとなります。

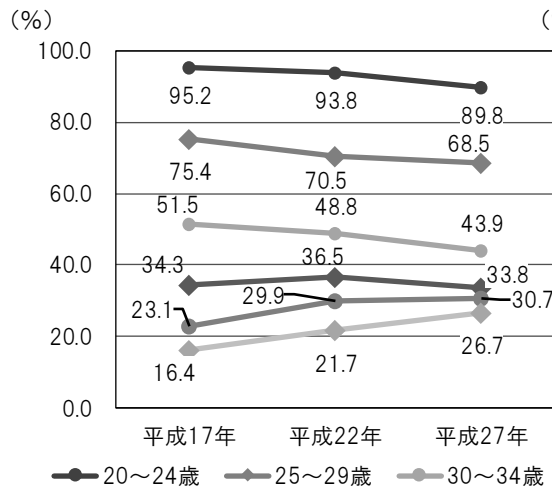
コーホート要因法とは、X年の人口実績の各階級に生存率を乗じて、X+1年の人口実績との誤差を比較し、その和と差の数値で純移動率が算出され、この純移動率と生存率を足したものが変化率となり、これを人口実績に乗じて推計を行う手法です。

(3) 未婚率の状況

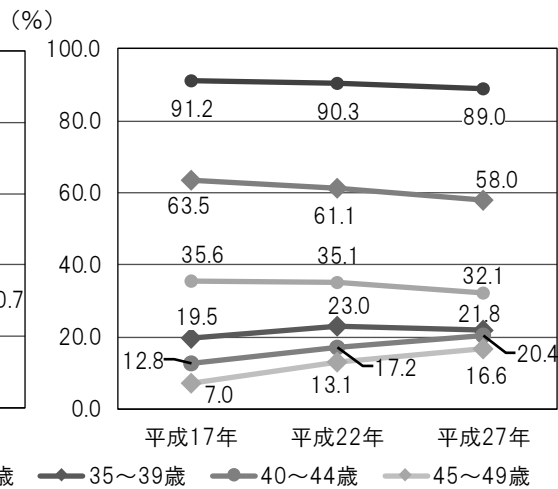
未婚率の推移をみると、男性、女性ともに20歳代と30歳代前半では減少傾向にあります。特に男性の30～34歳では平成22年からの5年間で4.9ポイント減少しています。一方、40歳代については男性、女性ともに増加傾向にあります。

男女で比較すると、全体的に男性の方が未婚率は高く、25歳以上の全ての年代で10ポイント以上の開きがあります。

◆ 男性の未婚率(推移)



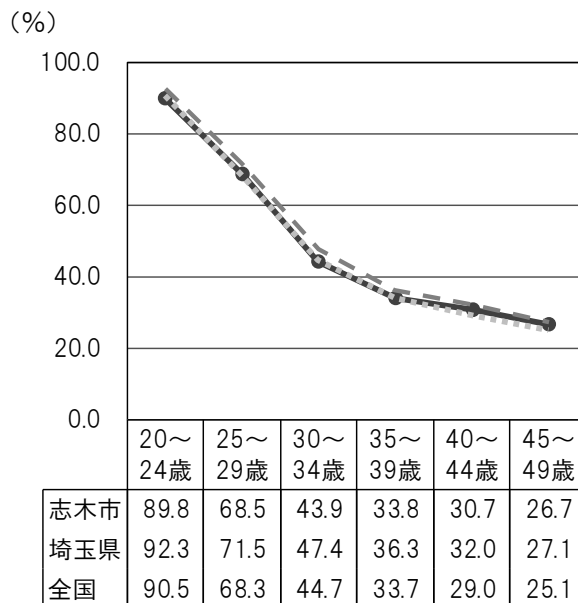
◆ 女性の未婚率(推移)



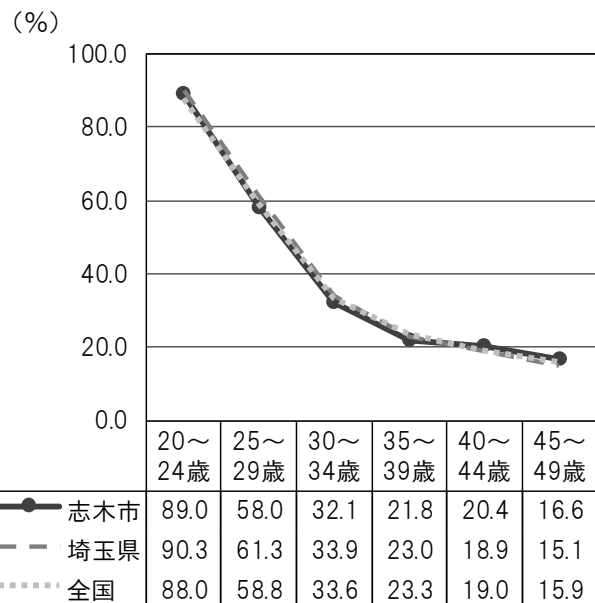
資料:国勢調査

年代別の未婚率は、女性の40～49歳を除き全ての年代で県と比較してわずかに低くなっています。

◆ 男性の未婚率(年代別)



◆ 女性の未婚率(年代別)

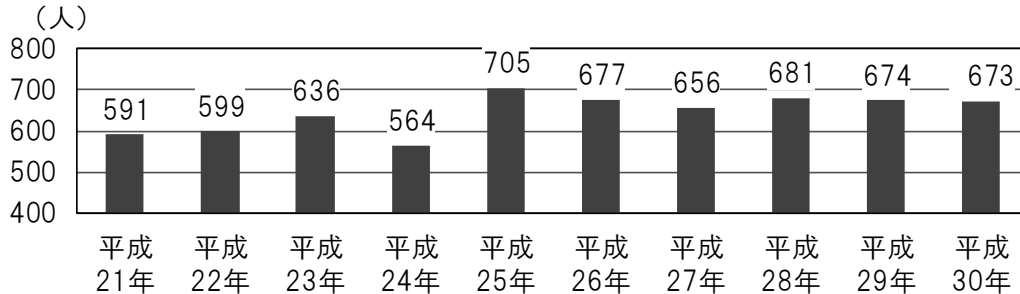


資料:国勢調査(平成27年)

(4) 出生の状況

出生数は、平成24年から平成25年にかけて大きく増加しています。平成26年以降については横ばいで推移しています。

◆出生数

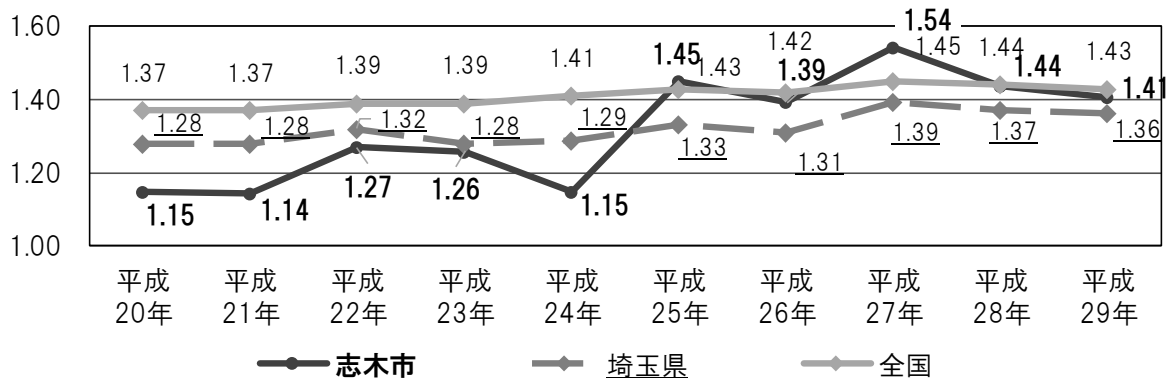


資料: 埼玉県人口動態概況

合計特殊出生率は、年によってばらつきはあるものの、平成25年以降は県よりも高い値で推移しており、平成27年には1.54と、この10年で最も高い値となっています。

平成29年については1.41で、全国と同程度となっています。

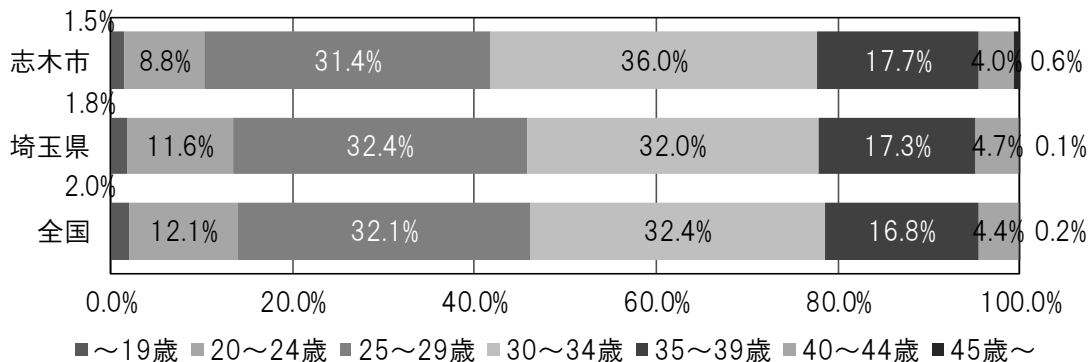
◆合計特殊出生率



資料: 埼玉県人口動態概況

平成29年時点の母親が第1子を出生する年齢は、県・全国に比べてやや遅い傾向があり、30～34歳が36.0%と全国を3.6ポイント上回っています。

◆母親の年齢別 第1子出生割合

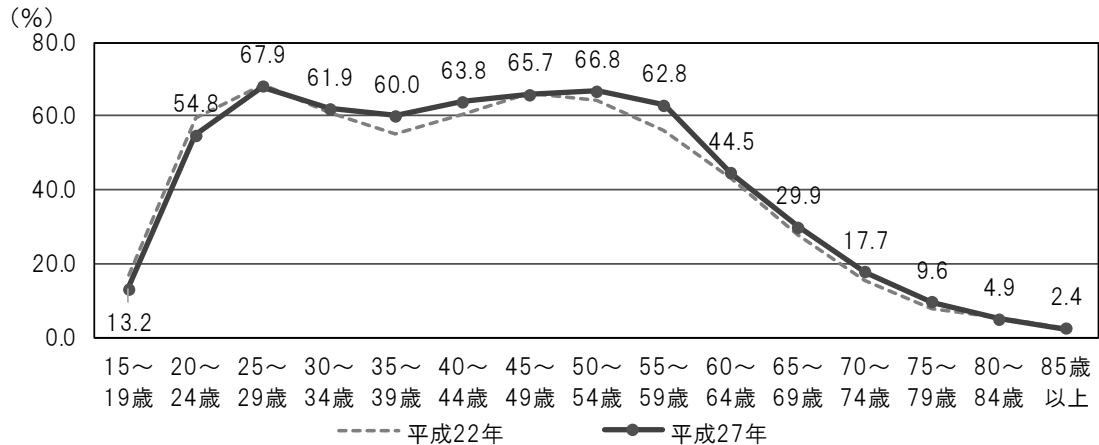


埼玉県・志木市 資料: 埼玉県保健統計年報(平成29年)
 全国 資料: 人口動態統計(確定数)(平成29年)

(5) 就業の状況

平成 27 年の女性の就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる 30～49 歳までが一時的に低くなる「M字カーブ」を描いていますが、平成 22 年に比べてその落ち込みはゆるやかになっています。

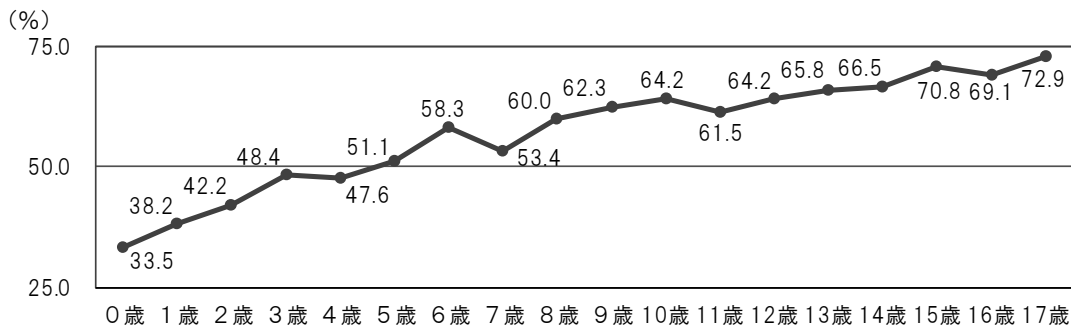
◆女性の就業率



資料：国勢調査

最年少の子どもの年齢別に核家族の共働き世帯の割合をみると、最年少の子どもの年齢が上がるほど増加しています。一方で、6～7歳にかけては特に落ち込む傾向にあります。

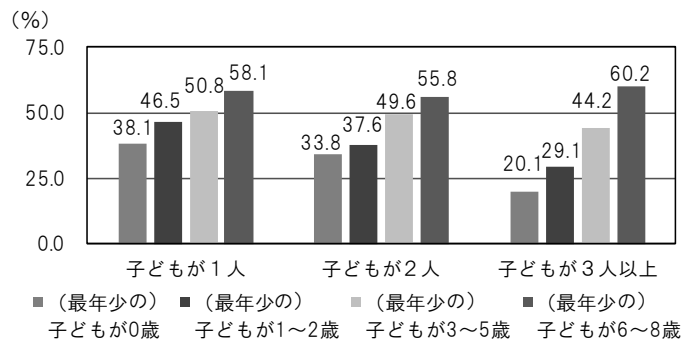
◆最年少の子どもの年齢別 核家族の共働き世帯の割合



資料：国勢調査(平成 27 年)

子どもの数・最年少の子どもの年齢別に、核家族の共働き世帯の割合をみると、最年少の子どもが5歳以下のうちは、子どもの数が多いほど割合が低い傾向がみられます。

◆子どもの数・最年少の子どもの年齢別 核家族の共働き世帯の割合

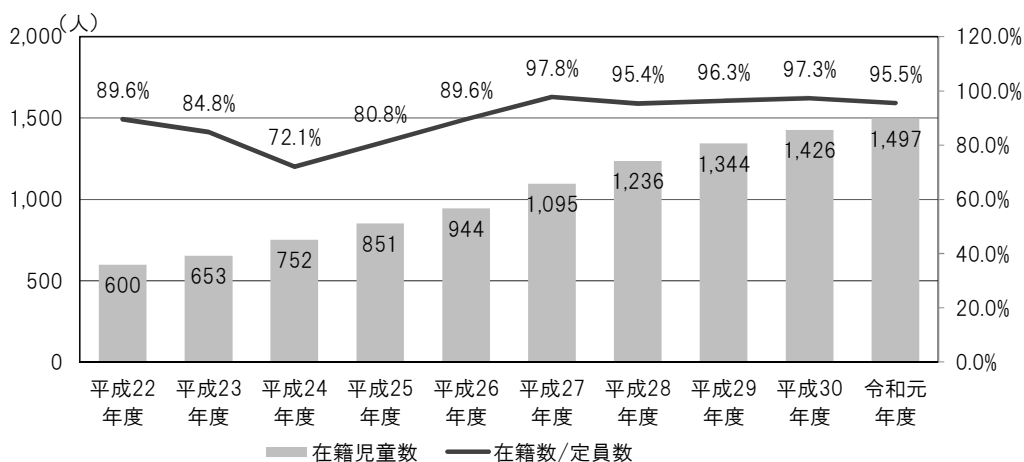


資料：国勢調査(平成 27 年)

2 子育てに関するサービスの状況

認可保育園在籍児童数の推移については、定員数の増員を図ったことに伴い、平成24年度の定員数に占める割合は一度減少しましたが、それを受け在籍数も増加したため平成27年度以降は90%を超えて推移しています。在籍児童数は平成27年度から令和元年度にかけて約400人増加しています。

◆認可保育園在籍児童数の推移



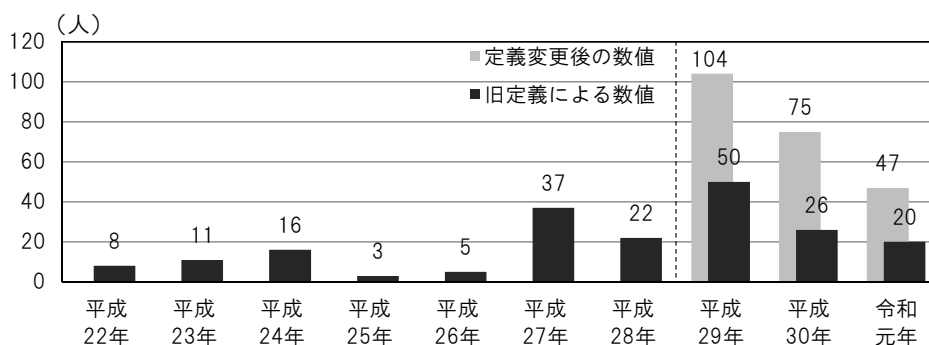
資料：子ども家庭課

待機児童数については平成25年に3人となりましたが、以降は増減を繰り返しています。

また、平成29年に「育児休業中も子どもの入所後、復職の意思がある場合は待機児童に含める」などの定義変更があったため104人（旧定義では50人）と増加しましたが、以降は減少しています。

年齢別にみると、1歳児・2歳児の割合が高く、令和元年は全体の約85%を占めています。

◆待機児童数の推移



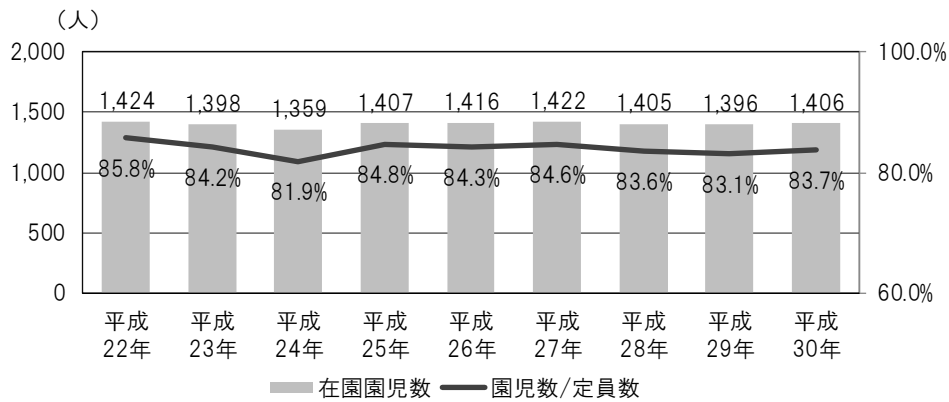
◆待機児童の年齢の内訳(括弧内は旧定義による数値)

(単位:人)	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
0歳児	1	0	11(4)	7(1)	5(0)
1歳児	15	7	56(20)	55(21)	22(10)
2歳児	13	8	24(16)	8(3)	18(9)
3歳児	7	7	12(9)	2(0)	2(1)
4歳児	1	0	1(1)	2(0)	0(0)
5歳児	0	0	0(0)	1(1)	0(0)
合計	37	22	104(50)	75(26)	47(20)

資料：子ども家庭課 各年4月1日時点

市内幼稚園の在園児数（市外からの利用を含む）をみると、平成24年から平成25年に増加して以降は横ばいで推移しており、平成30年は1,406人となっています。

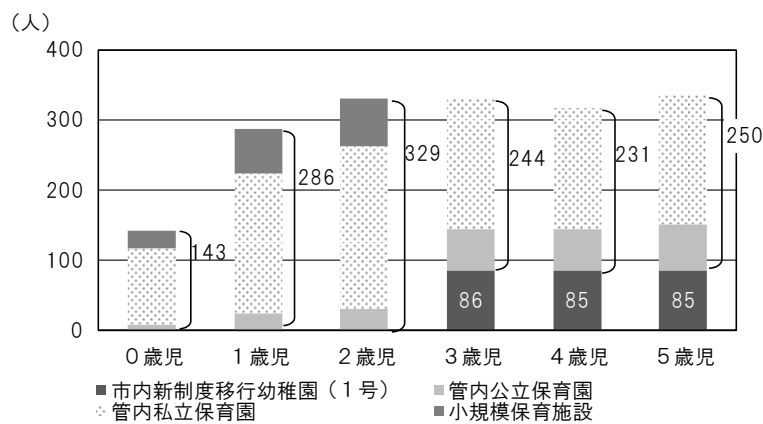
◆市内幼稚園の在園児数



資料：統計しき(平成30年版)

年齢別の認可保育園・市内新制度移行幼稚園^{※1}の在籍児童数をみると、保育園・小規模保育施設の在園児数の合計については2歳児が329人と最も多く、次いで1歳児の286人となっています。市内新制度移行幼稚園の在園児数については、3歳児から5歳児の各年齢で85人から86人となっています。

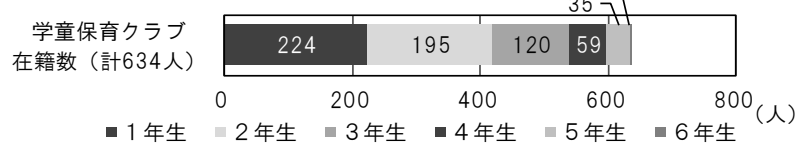
◆年齢別 認可保育園・市内新制度移行幼稚園の在籍児童数



資料：統計しき(平成30年版)

学童保育クラブの在籍数については学年が上がるごとに少なくなっていますが、3年生までは各学年とも100人を超え、1年生では224人となっています。

◆学童保育クラブ 学年別在籍数



資料：統計しき(平成30年版)

※1 新制度移行幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行し、利用にあたり認定を受ける必要がある幼稚園のこと。新制度に移行しない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要がない。

3 アンケートからみる子育て家庭の状況

子育て支援についてのアンケート調査

本計画の策定にあたり、保育ニーズや本市の子育て支援サービスに対する利用状況や意向、また子育て世帯の生活実態や要望、意見などを把握することを目的として実施しました。

- 調査対象者：市内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）
市内在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：就学前児童 2,000 人、小学生児童 1,500 人を無作為抽出
- 調査期間：平成 31 年 2 月 19 日～3 月 4 日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000 件	820 件	41.0%
小学生児童	1,500 件	627 件	41.8%
合計	3,500 件	1,447 件	41.3%

健やか親子 21(第2次)アンケート調査

妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行い、安心して子どもを育てることができる環境整備に向けて、母子保健施策の現状と課題を把握することを目的として平成 27 年度より実施しています。この度、本計画策定の基礎資料として、下記期間の集計結果をとりまとめました。

- 調査対象者：乳幼児保護者
- 集計期間：平成 30 年 4 月～12 月
- 調査方法：乳幼児健診通知に調査票を同封し、健診時に回収

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
3 か月児健診	535 件	489 件	91.4%
1 歳 6 か月児健診	524 件	470 件	89.7%
3 歳児健診	547 件	474 件	86.7%
合計	1,606 件	1,433 件	89.2%

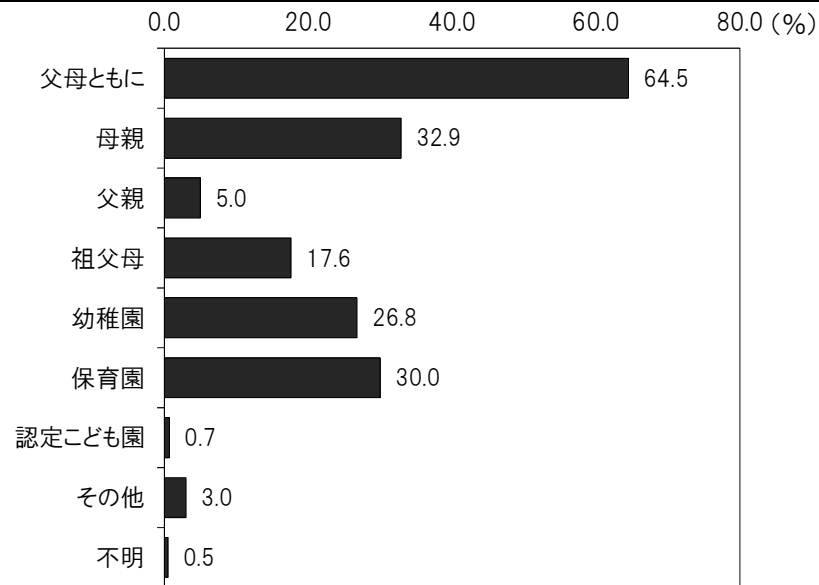
図表の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 前回調査とは、平成 25 年 10 月に第1期計画策定のために実施したアンケート調査結果を示しています。

(1) 子育ての状況 (子育て支援についてのアンケート調査)

◆◇就学前児童の子育てに日常的に関わっている方(施設)(〇はあてはまるもの全て)

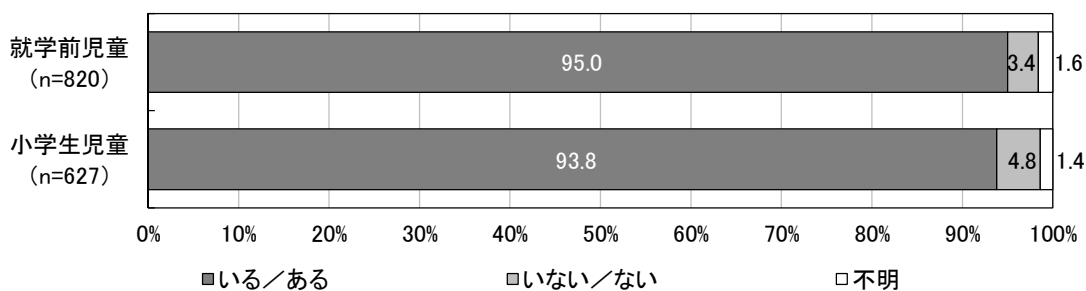
就学前児童の子育てに日常的に関わっている方(施設)については、「父母ともに」が64.5%で最も多く、次いで「母親」が32.9%、「保育園」が30.0%となっています。



■ 就学前児童(n=820)

◆◇子育てをする上での相談相手や相談場所の有無(〇は1つ)

子育てをする上での相談相手や相談場所の有無については、「いる/ある」が就学前児童で95.0%、小学生児童で93.8%となっています。

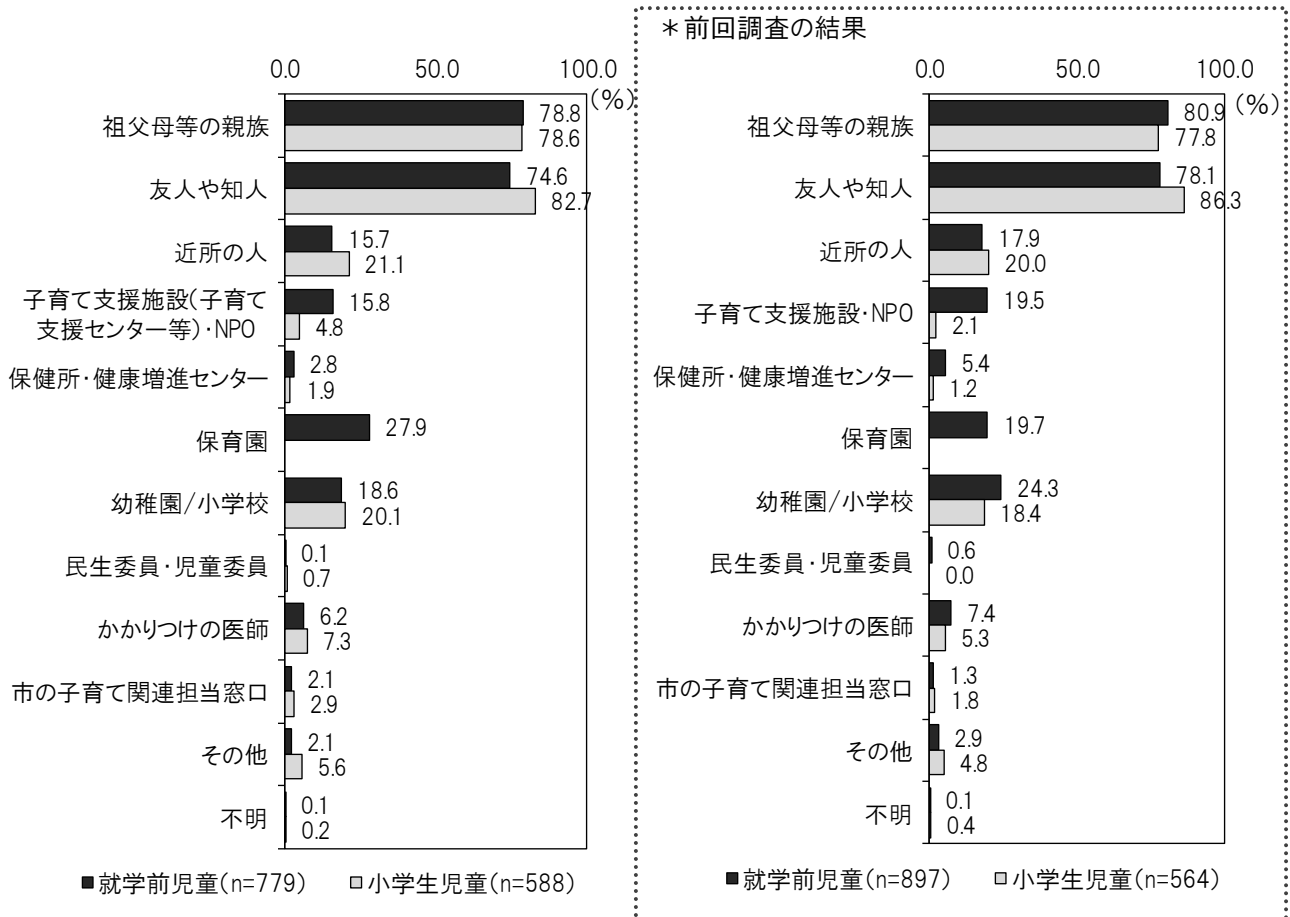


◆◇子育てに関する相談先（〇はあてはまるもの全て）

子育てに関する相談先について、就学前児童では「祖父母等の親族」が78.8%で最も多く、次いで「友人や知人」が74.6%、「保育園」が27.9%となっています。

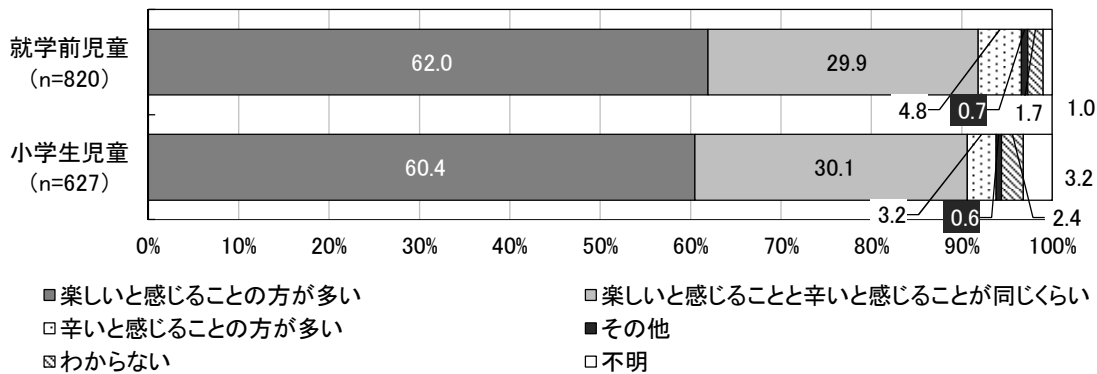
小学生児童では「友人や知人」が82.7%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が78.6%、「近所の人」が21.1%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童において「保育園」が8.2ポイント増加しています。



◆◇子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか（〇は1つ）

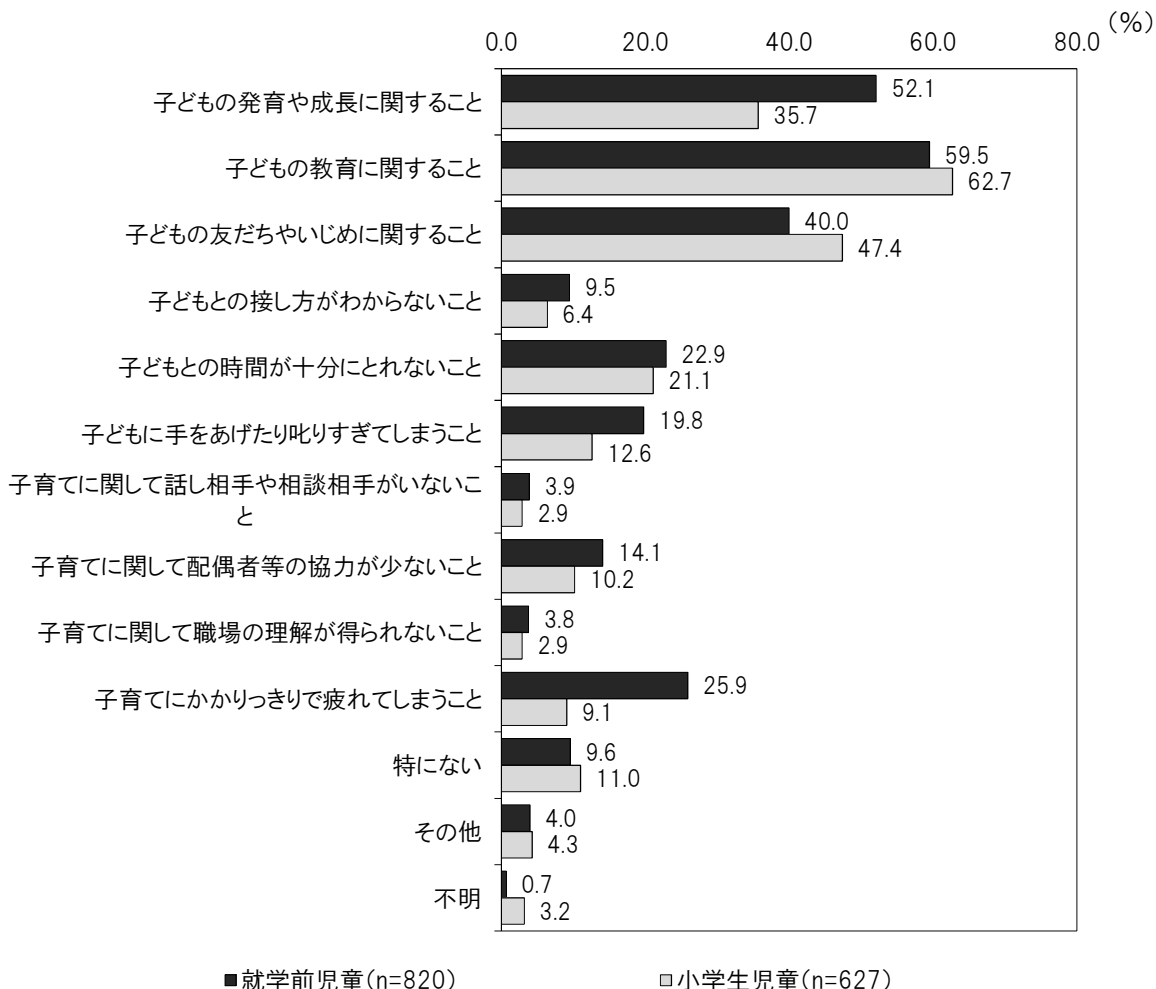
子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うかについては、就学前児童、小学生児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が6割で最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が約3割、「辛いと感じることの方が多い」が4%前後となっています。



◆◇子育てをする上で心配なことや気になること（〇はあてはまるもの全て）

子育てをする上で心配なことや気になることについては、就学前児童、小学生児童ともに「子どもの教育に関すること」が約6割で最も多くなっています。

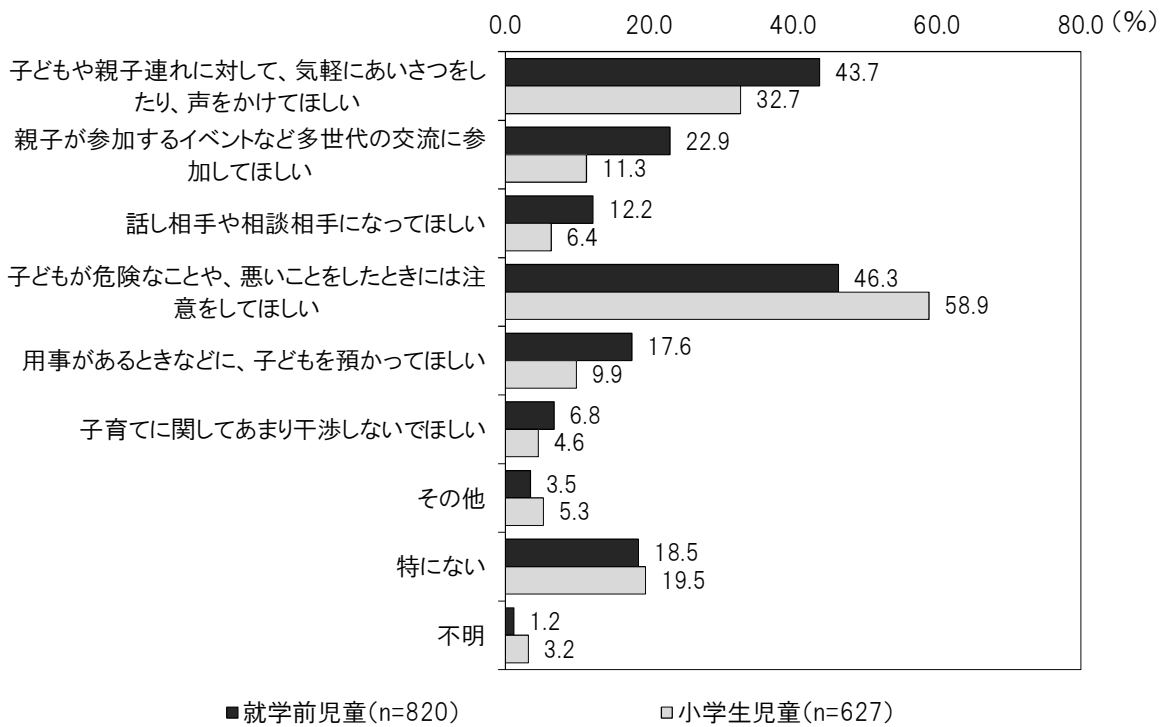
「子どもの発育や成長に関すること」は就学前児童で5割、小学生児童で3割となっています。



(2) 地域との関わり (子育て支援についてのアンケート調査)

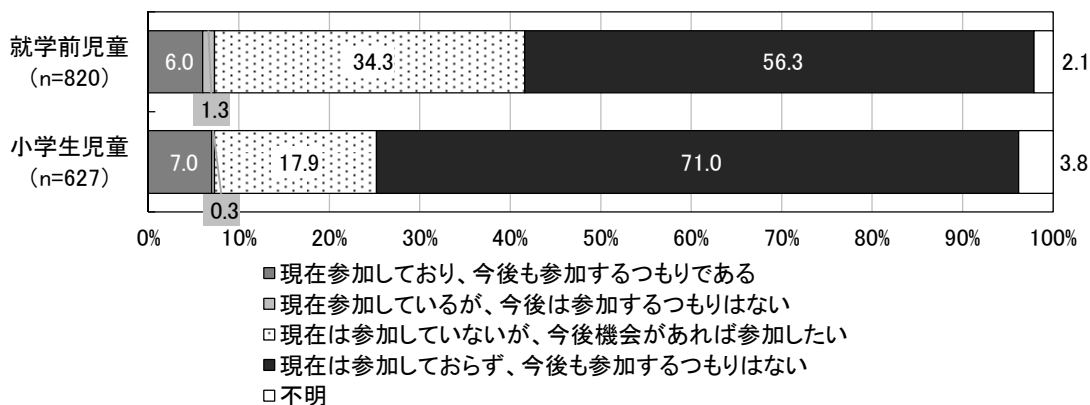
◆◇子育てに関して、地域の人にどのようなことを望むか (〇はあてはまるもの全て)

子育てに関して、地域の人にどのようなことを望むかについては、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」が4割から5割で最も多く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけてほしい」が3割から4割となっています。



◆◇子育てサークルなどに参加しているか (〇は1つ)

子育てサークルなどに参加しているかについては、就学前児童、小学生児童ともに「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が最も多く、次いで「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」、「現在参加しており、今後も参加するつもりである」となっています。



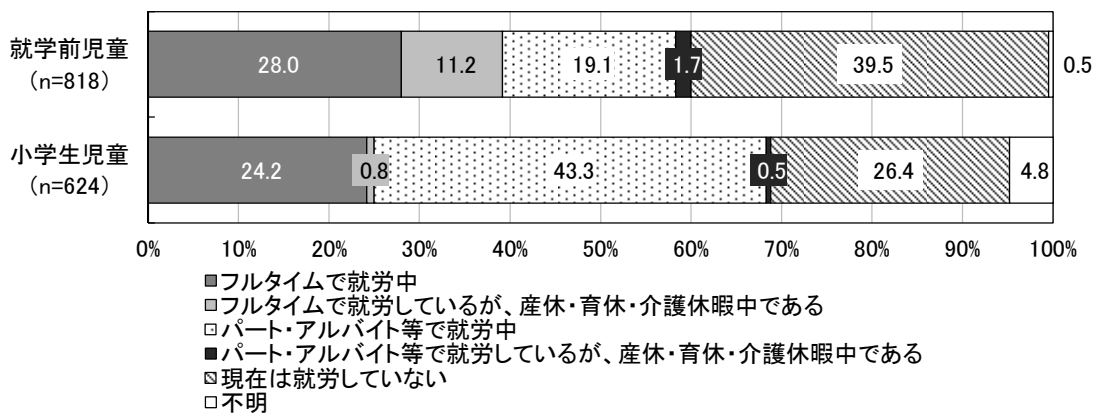
(3) 保護者の就労状況 (子育て支援についてのアンケート調査)

◆◇就労状況/母親 (〇は1つ)

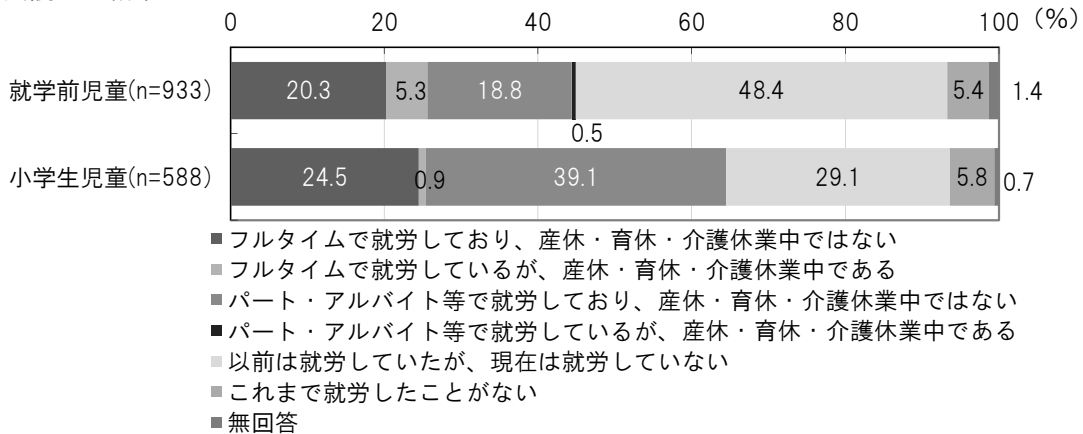
母親の就労状況については、就学前児童では「現在は就労していない」が39.5%で最も多く、次いで「フルタイムで就労中」が28.0%、「パート・アルバイト等で就労中」が19.1%となっています。

小学生児童では「パート・アルバイト等で就労中」が43.3%で最も多く、次いで「現在は就労していない」が26.4%、「フルタイムで就労中」が24.2%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童において《フルタイム》が約10ポイント増加しています。

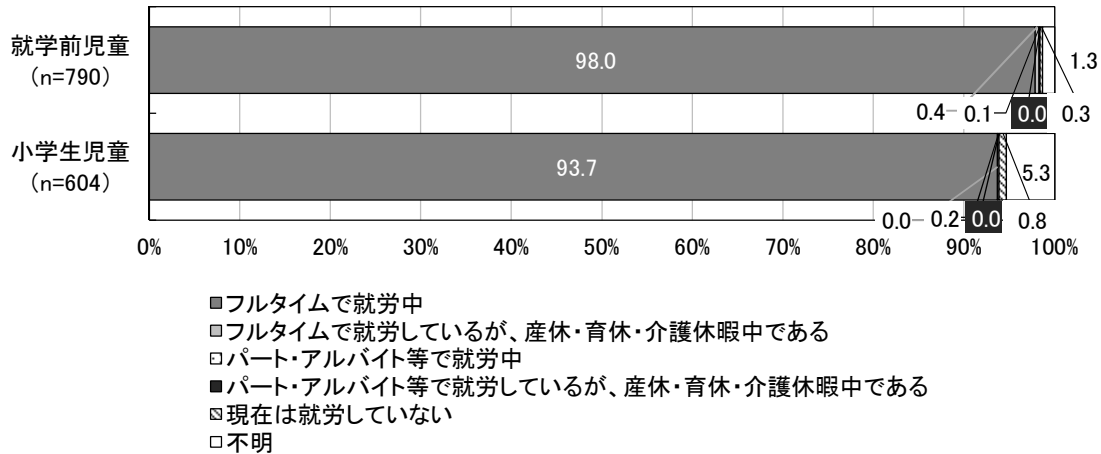


* 前回調査の結果



◆◇就労状況/父親（〇は1つ）

父親の就労状況については、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労中」が最も多くなっています。



◆◇幼児教育・保育が無償化の場合、母親の就労状況に変化があるか（〇は1つ）

無償化の場合、母親の就労状況に変化があるかについて現在の就労状況別にみると、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休暇中である」で「フルタイムに変える」が、「現在は就労していない」で「パート・アルバイト等に変える」がそれぞれ2割と、他に比べて多くなっています。

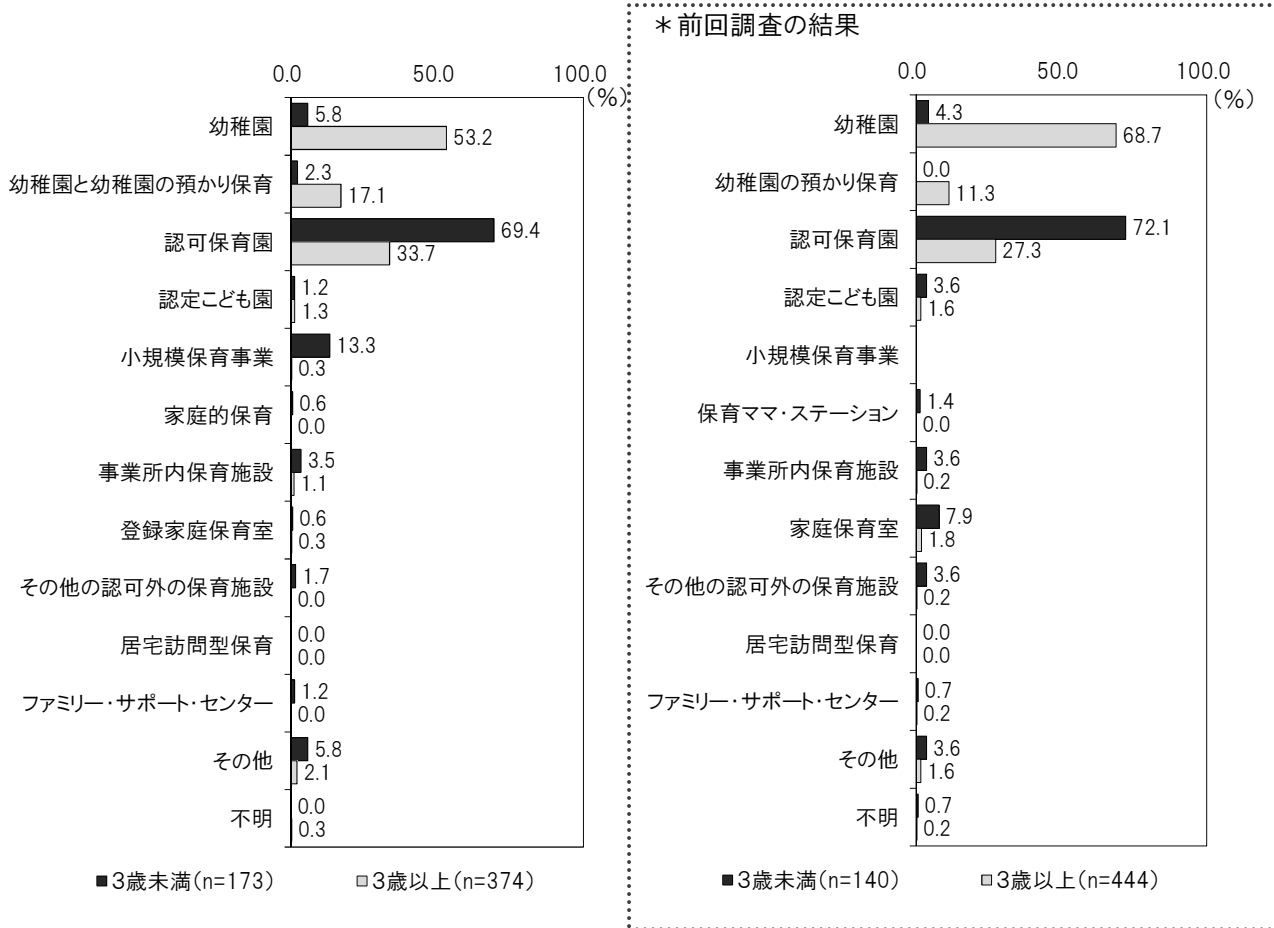
		n	単位: %				
			変わらない	パート等に変わる	フルタイムに変える	就労をやめる	不明
母親の就労状況	フルタイムで就労中	229	96.5	3.1	0.0	0.4	0.0
	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休暇中である	92	88.0	5.4	3.3	0.0	3.3
	パート・アルバイト等で就労中	156	86.5	2.6	5.8	3.8	1.3
	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休暇中である	14	78.6	0.0	21.4	0.0	0.0
	現在は就労していない	323	70.6	19.2	4.3	1.2	4.6

(4) 教育・保育サービスの利用状況(子育て支援についてのアンケート調査)

◆◇平日定期的に利用している教育・保育事業 (○はあてはまるもの全て)

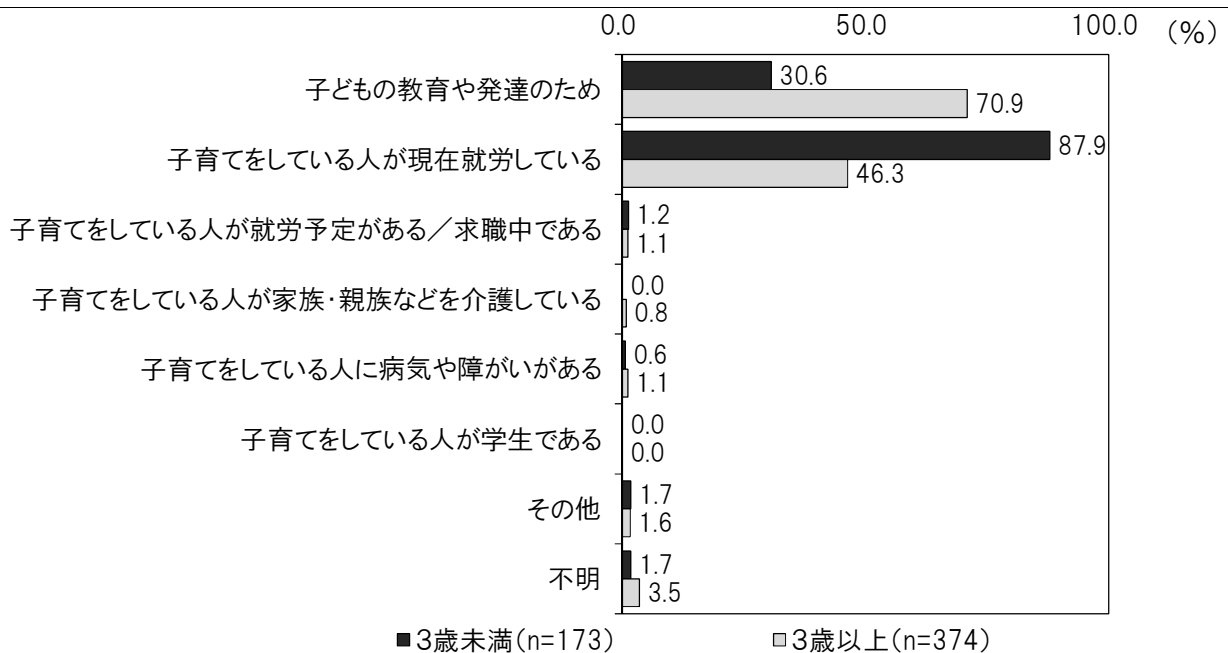
平日定期的にご利用している教育・保育事業について、3歳未満では「認可保育園」が約7割、3歳以上では「幼稚園」が5割となっています。

前回調査と比較すると、3歳以上における幼稚園が減少し、認可保育園が増加しています。



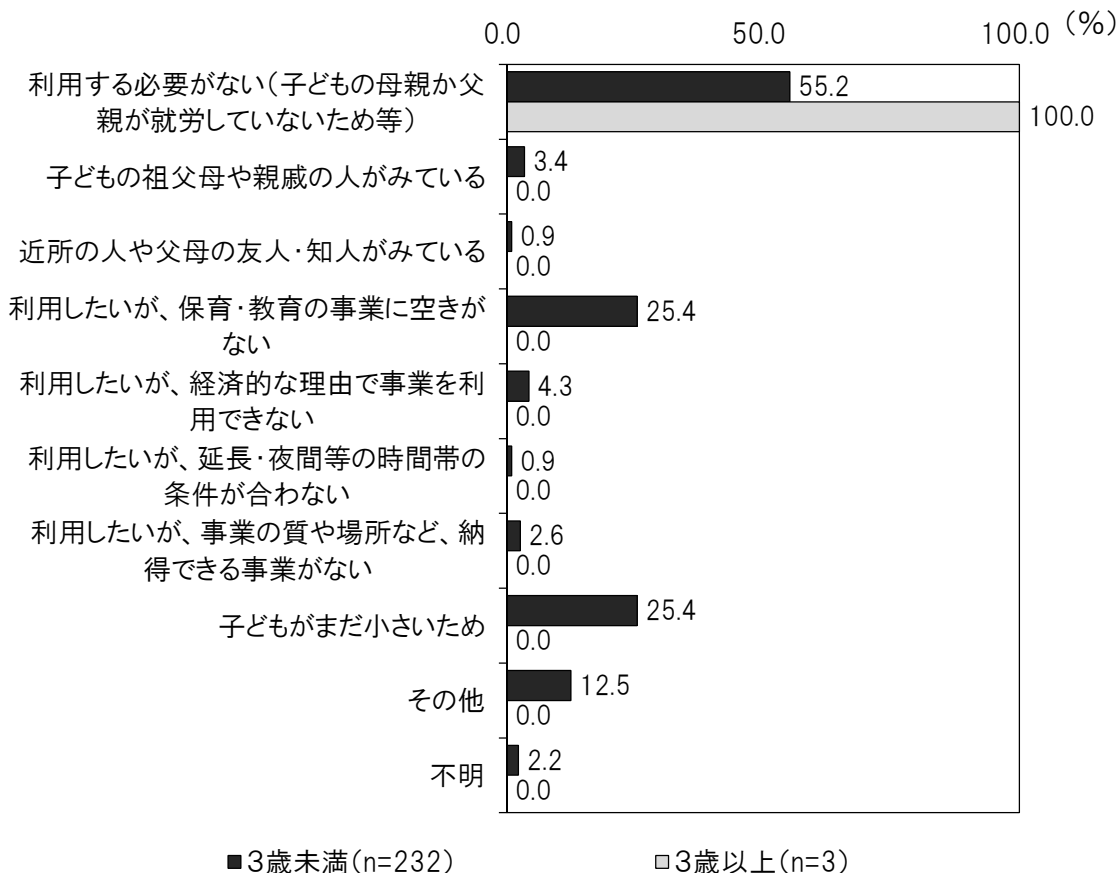
◆◇教育・保育事業を利用している理由（○はあてはまるもの全て）

3歳未満では「子育てをしている人が現在就労している」が8割、3歳以上では「子どもの教育や発達のため」が7割となっています。



◆◇教育・保育事業を利用していない理由（○はあてはまるもの全て）

3歳未満において「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が2割台となっています。

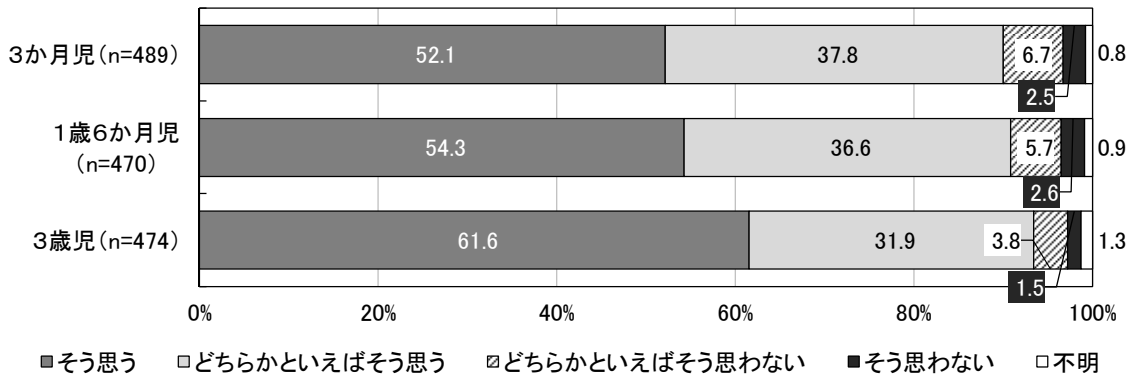


(5) 子育てにおける負担感 (健やか親子 21(第2次)アンケート調査)

◆◇この地域で今後も子育てしたいか (〇は1つ)

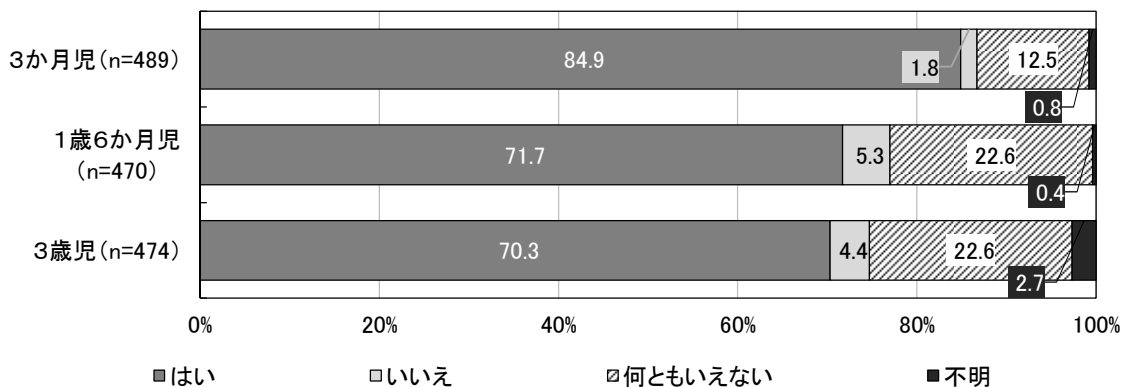
この地域で今後も子育てしたいかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が、いずれの健診も8～9割となっています。

「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計は、3か月児で9.2%、1歳6か月児で8.3%、3歳児で5.3%となっています。



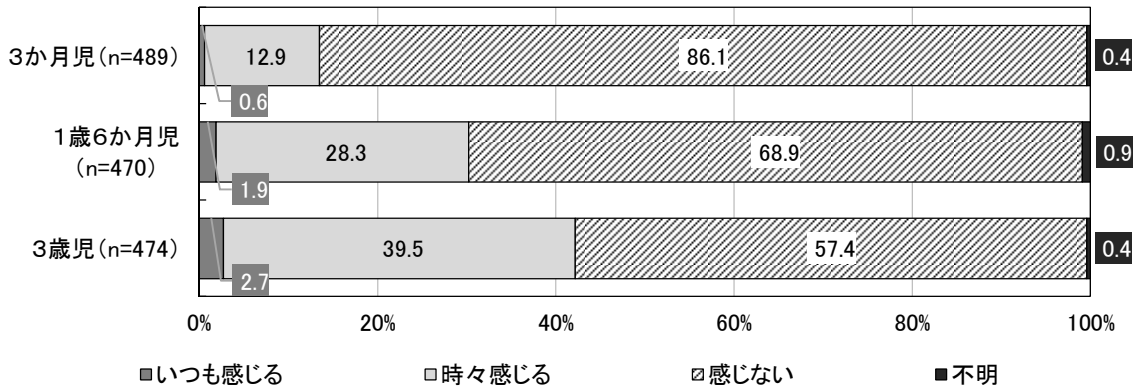
◆◇母はゆったりとした気分で子どもと過ごす時間があるか (〇は1つ)

母はゆったりとした気分で子どもと過ごす時間があるかについては、子どもの年齢が上がるにつれ、「はい」が少なくなる傾向にあります。



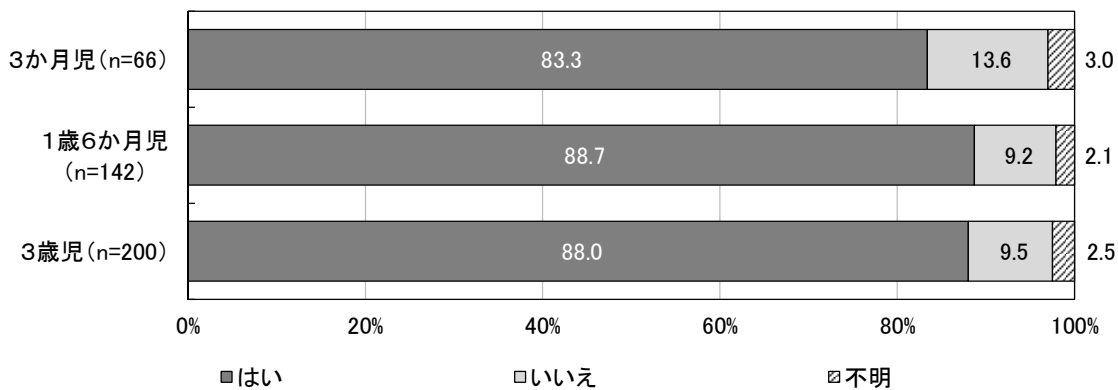
◆◇子どもに対し育てにくさを感じるか（〇は1つ）

子どもに対し育てにくさを感じるかについては、子どもの年齢が上がるにつれ、「いつも感じる」と「時々感じる」が多くなる傾向にあり、その合計は3か月児と比べ、1歳6か月児で2倍、3歳児で3倍以上になっています。



◆◇育てにくさを感じた時の相談先の認知度（〇は1つ）

育てにくさを感じた時の相談先の認知度については、いずれの調査も「はい」が8割を超え、「いいえ」を大きく上回っています。



◆◇子どもの社会性の発達過程に関する認知度（〇は1つ）

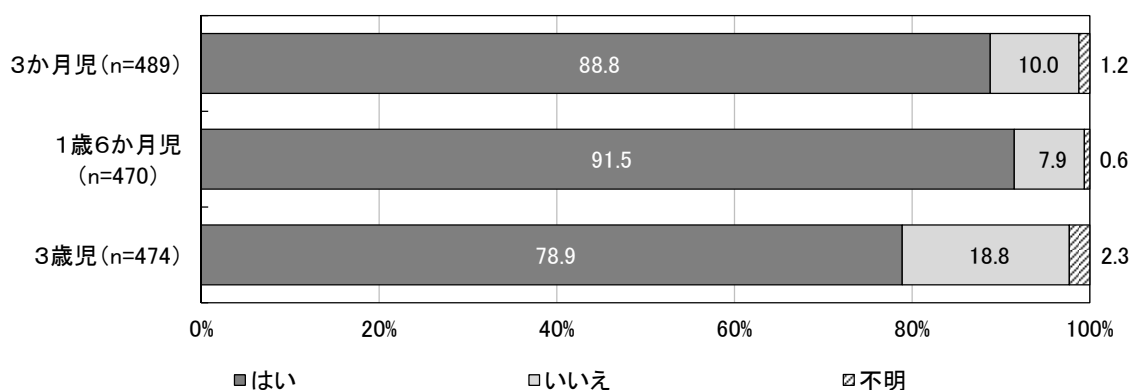
3か月児：生後半年から1歳頃までの多くの子どもは、「親の後追いをする」

1歳6か月児：1歳半から2歳頃までの多くの子どもは、「何かに興味を持った時に、指さして伝えようとする」

3歳児：3歳から4歳頃までの多くの子どもは、「他の子どもから誘われれば遊びに加わろうとする」

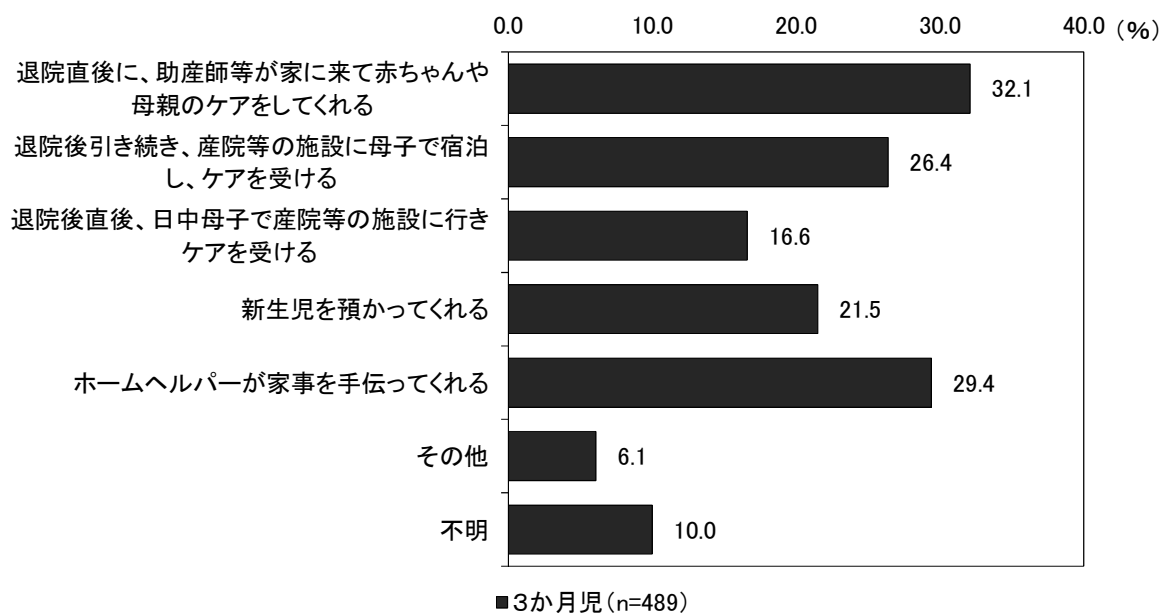
子どもの社会性の発達過程に関する認知度については、いずれも「はい」が約8～9割と、「いいえ」を上回っています。

3歳児で「いいえ」が2割弱と、高くなっています。



◆◇産後どんなケアがあればいいか（〇はあてはまるもの全て）

産後どんなケアがあればいいかについては、「退院直後に、助産師等が家に来て赤ちゃんや母親のケアをしてくれる」が32.1%で最も多く、次いで「ホームヘルパーが家事を手伝ってくれる」が29.4%、「退院後引き続き、産院等の施設に母子で宿泊し、ケアを受ける」が26.4%となっています。



4 第1期計画の評価

(1) 教育・保育の利用実績と提供体制

計画値とは、平成26年度の第1期計画策定時に見込んだ平成27年度から令和元年度までの量の見込みと確保の内容を示しています。実績値とは、実際に確保できた数値（確保実績）と、実際に利用された数値（利用実績）を示しています。

志木区域

■教育事業【1号認定^{※2}】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	889	908	846	882	850
	確保の内容	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
利用実績値		881	887	902	927	865

■保育事業【2号認定^{※3}】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	308	314	507	501	556
	確保の内容	362	391	430	488	485
実績値	利用実績	327	368	423	454	472
	確保実績	327	368	423	454	472

■保育事業【3号認定^{※4}（0歳児）】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	106	103	121	125	135
	確保の内容	94	104	104	120	132
①利用実績値		65	87	90	99	110
確保実績	認定こども園・保育園	64	71	75	84	87
	地域型保育事業	1	16	15	15	23
	②合計	65	87	90	99	110

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	359	339	481	521	569
	確保の内容	321	360	365	428	609
①利用実績値		275	349	361	422	444
確保実績	認定こども園・保育園	251	296	293	322	336
	地域型保育事業	24	53	68	100	108
	②合計	275	349	361	422	444

- 1号認定は平成29年度から令和元年度にかけて利用実績が見込みを上回って推移しています。
- 3号認定（1・2歳児）の利用実績が大きく増加しています。

※2 1号認定：満3歳以上の幼児期の学校教育を受けている就学前の子ども（保育の必要性なし）。

※3 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。

※4 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。

宗岡区域

■教育事業【1号認定】

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	495	506	491	473	450
	確保の内容	590	610	610	610	610
利用実績値		461	479	471	469	490

■保育事業【2号認定】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	195	200	201	198	220
	確保の内容	230	230	238	257	320
実績値	利用実績	216	205	216	219	240
	確保実績	216	205	216	219	240

■保育事業【3号認定(0歳児)】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	45	44	37	38	41
	確保の内容	42	45	36	39	45
①利用実績値		27	32	33	32	30
確保実績	認定こども園・保育園	27	32	33	31	27
	地域型保育事業	0	0	0	1	3
	②合計	27	32	33	32	30

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	151	142	151	163	178
	確保の内容	143	159	126	153	188
①利用実績値		135	136	122	144	159
確保実績	認定こども園・保育園	135	136	122	132	143
	地域型保育事業	0	0	0	12	16
	②合計	135	136	122	144	159

- 令和元年度の1号認定の利用実績が見込みを大きく上回っています。
- 2号認定の利用実績は見込みを上回って推移しています。
- 3号認定(0歳児)の利用実績は横ばいで推移していますが、3号認定(1・2歳児)は平成29年度以降増加傾向にあります。

市全体

■教育事業【1号認定】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,384	1,414	1,337	1,355	1,300
	確保の内容	1,650	1,670	1,670	1,670	1,670
利用実績値		1,342	1,386	1,373	1,396	1,355

■保育事業【2号認定】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	503	514	708	699	776
	確保の内容	592	621	668	745	805
実績値	利用実績	543	573	639	673	712
	確保実績	543	573	639	673	712
待機児童		8	7	13	5	2

■保育事業【3号認定(0歳児)】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	151	147	158	163	176
	確保の内容	136	149	140	159	177
①利用実績値		92	119	123	131	140
確保実績	認定こども園・保育園	91	103	108	115	114
	地域型保育事業	1	16	15	16	26
	②合計	92	119	123	131	140
待機児童		1	0	11	7	5

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】 ※網かけは平成29年度に改訂された数値 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	510	481	632	684	747
	確保の内容	464	519	491	581	797
①利用実績値		410	485	483	566	603
確保実績	認定こども園・保育園	386	432	415	454	479
	地域型保育事業	24	53	68	112	124
	②合計	410	485	483	566	603
待機児童		28	15	80	63	40

- 保育事業の利用実績が増加しており、特に2号認定と3号認定(1・2歳児)で大きく増加しています。
- 計画に基づき整備を進めてきましたが、令和元年度現在、待機児童数0を達成できておらず、特に3号認定(1・2歳児)で多くなっています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用実績及び提供体制

放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）は各年度4月1日現在、それ以外の事業は各年度3月31日現在の数値です。

①時間外保育事業(延長保育事業)

志木区域

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	474	519	540	547	-
確保量	474	519	540	547	-

宗岡区域

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	243	246	249	222	-
確保量	243	246	249	222	-

市全体

(単位：人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	717	765	789	769	-
確保量	717	765	789	769	-

②放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)

志木区域

(単位：人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	全体	314	356	446	470	402
	1 年生	116	120	136	153	149
	2 年生	88	107	114	121	116
	3 年生	79	69	109	96	75
	4 年生	29	48	56	70	40
	5 年生	1	12	21	21	22
	6 年生	1	0	10	9	0
確保量	全体	293	325	402	402	323

宗岡区域

(単位：人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	全体	220	233	278	308	232
	1 年生	89	83	89	108	75
	2 年生	59	79	79	81	79
	3 年生	45	38	74	61	45
	4 年生	25	25	19	47	19
	5 年生	2	6	14	8	13
	6 年生	0	2	3	3	1
確保量	全体	221	221	293	278	238

市全体

(単位：人)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	全体	534	589	724	778	634
	1 年生	205	203	225	261	224
	2 年生	147	186	193	202	195
	3 年生	124	107	183	157	120
	4 年生	54	73	75	117	59
	5 年生	3	18	35	29	35
	6 年生	1	2	13	12	1
確保量	全体	514	546	695	680	561

※いずれも定員を上回る受け入れをしているため、確保量よりも利用実績が上回っています。

③地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

志木区域

(単位：人回/月)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	3,027	2,778	2,877	2,965	-
確保量	3,027	2,778	2,877	2,965	-
箇所数	3	3	3	3	-

宗岡区域

(単位：人回/月)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	1,244	1,305	862	1,794	-
確保量	1,244	1,305	862	1,794	-
箇所数	2	2	2	2	-

市全体

(単位：人回/月)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	4,271	4,083	3,739	4,759	-
確保量	4,271	4,083	3,739	4,759	-
箇所数	5	5	5	5	-



<いろは子育て支援センター>



<西原子育て支援センター>



<子育て支援センターがちまある>



<宗岡子育て支援センター>

④一時預かり事業

志木区域

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	30,079	28,566	32,312	28,253	-
確保量	30,079	28,566	32,312	28,253	-

②その他（保育園の一時保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	3,151	2,692	3,528	4,555	-
確保量	3,151	2,692	3,528	4,555	-

③その他（リフレッシュ保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	-	253	780	611	-
確保量	-	253	780	611	-

（平成 28 年度より、志木区域内にあるいろは保育園及び西原保育園で実施。）

宗岡区域

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	10,380	11,821	12,674	11,818	-
確保量	10,380	11,821	12,674	11,818	-

②その他（保育園の一時保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	1,077	279	247	17	-
確保量	1,077	279	247	17	-

市全体

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	40,459	40,387	44,986	40,071	-
確保量	40,459	40,387	44,986	40,071	-

②その他（保育園の一時保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	4,228	2,971	3,775	4,572	-
確保量	4,228	2,971	3,775	4,572	-

③その他（リフレッシュ保育）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	-	253	780	611	-
確保量	-	253	780	611	-

⑤子育て短期支援事業

（緊急サポートセンターにおける宿泊を伴う子どもの預かり）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	6	29	3	3	-
確保量	6	29	3	3	-

⑥病児・病後児保育事業

（緊急サポートセンターにおける病児・病後児の預かり）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	14	18	34	25	-
確保量	14	18	34	25	-

（保育園における病後児の預かり）

（単位：人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	10	16	13	0	-
確保量	10	16	13	0	-

⑦ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日/週)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
未就学児	利用実績	46	40	35	22	-
	確保量	46	40	35	22	-
低学年	利用実績	16	27	26	16	-
	確保量	16	27	26	16	-
高学年	利用実績	1	1	4	7	-
	確保量	1	1	4	7	-

⑧利用者支援事業

①基本型

(単位：箇所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置箇所	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

②母子保健型（しきつ子あんしん子育てサポート事業）

(単位：箇所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置箇所	—	—	1	1	1
確保量	—	—	1	1	1

(平成 29 年 6 月から実施。)

⑨乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	633	651	666	674	-
確保量	633	651	666	674	-

⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	1	1	1	0	-
確保量	4	4	4	4	-

⑪妊婦健康診査

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	656	736	682	677	-
確保量	656	736	682	677	-

(3) 基本施策の評価

第1期計画に位置づけられる基本施策の評価と課題をまとめました。

子育て支援サービスに関すること

(1) 子育て交流機会の充実

実施状況	課題
不安や悩みを抱えて子育て家庭が孤立することがないように、保育園における園庭開放事業や子育て支援センターにおけるひろば事業を実施するなど、地域の子育て交流機会の充実を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での交流の機会を増やすなど、交流の場を広げていくことが重要。 ●子育て親子の交流等を促進する子育て支援センター機能の充実と設置拡大が課題。

(2) 相談体制の充実

実施状況	課題
子育ての不安や悩みを相談できるよう、それぞれの家庭に寄り添った支援をコーディネートする利用者支援員を配置したほか、子どもと家庭の相談室や教育サポートセンターの相談など、様々な場面を通じ、子どもや家庭に関わる多様な相談に応じています。	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関が連携し、利用者のニーズに見合った相談・支援を行うことが重要。 ●質の高い相談業務を行うことができるよう、人材の確保育成が重要。 ●利用者支援員等の活動を通じて、利用者の個別ニーズに対応した支援のコーディネートを継続的に行う必要がある。

(3) 情報提供の充実

実施状況	課題
子育てサービスや制度の内容に関する情報を提供できるよう、子育てガイドブックの発行・配布、ホームページ上の“e子育てQ&A”による情報公開や、妊娠届、新生児訪問、乳幼児健診等、各種事業を通じて情報を発信しています。	<ul style="list-style-type: none"> ●状況に応じて随時提供する情報内容の見直しを行うことが重要。 ●健診未受診者に対して子育てに関する情報提供に努める必要がある。

(4) 経済的支援の充実

実施状況	課題
誰もが安心して子育てができるよう、医療費の助成や児童手当の支給などにより、子育て家庭、ひとり親家庭への経済的支援を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的な支援を実施するとともに、制度の周知に努める必要がある。

(5) 道路等の整備・交通安全の推進

実施状況	課題
子どもや子ども連れの家族が安全に外出できるように、道路や交通環境、公園などの整備を図るとともに、交通安全教室など、交通安全に対する意識啓発を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生、高校生に対する交通安全の意識啓発をどのように行うのが課題。

(6) 防犯活動の推進

実施状況	課題
子どもを犯罪から守るために、防犯ブザーの配布やふれあい110番の家など子どもが自ら身を守る支援を行うとともに、パトロールなど地域ぐるみの防犯活動を推進しています。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校巡回パトロール隊員、防犯パトロール隊員の高齢化、担い手不足が課題。 ●ふれあい110番の家の登録件数が減少しているため、地域への理解促進が重要。

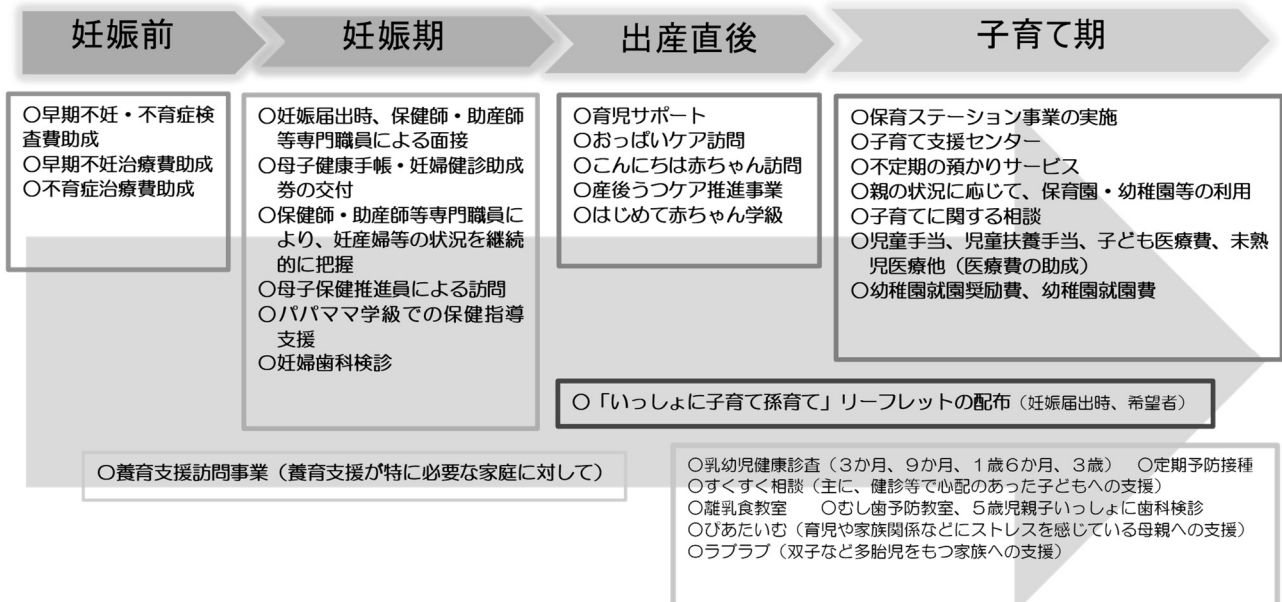
(7) しきっ子あんしん子育てサポート事業

実施状況	課題
誰もが安心して出産・子育てができ、子育てが楽しいと感じることができるよう、面接相談や訪問事業、地域での子育てデビューの応援等を行う「しきっ子あんしん子育てサポート事業」を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ●全数面接を行う妊娠届出時やはじめて赤ちゃん学級の教室、こんにちは赤ちゃん訪問などを通じ、妊娠から出産、子育てについて地域全体で切れ目のない支援が一層重要となる。 ●早期不妊検査費・治療費、不育症検査費・治療費の助成について、事業の周知が課題。

しきっ子 **あんしん** 子育てサポート事業

子育て世代包括支援センター事業

市では、安心して子育てができる環境づくりを目指して、子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができ、子育てが楽しいと感じられるようさまざまな事業を展開していきます。



<妊娠届の様子>



<母子保健推進員による、こんにちは赤ちゃん訪問>

(1) 妊娠・出産時の支援

実施状況	課題
妊娠・出産時の支援として、母子健康手帳の交付や、保健師や母子保健推進員による訪問のほか、初めて父母になる人を対象として、妊娠・出産・子育てに関する教室を実施し、必要な知識の普及に努めています。	●妊娠届時からの継続した個別支援や各教室の実施及び参加者増加に向けた啓発や保健師などによる面接・訪問を通じ、妊娠、出産、子育てについての知識の普及に努める必要がある。

(2) 母子の健康管理

実施状況	課題
母子の心身の健康の維持増進のため、保健師や母子保健推進員による健康相談や、助産師・保健師による全戸訪問を通じ、健康管理の支援を行っています。また、予防接種や各月齢に合わせた健康診査を行っています。	●各種健診等の相談において、より個別的な支援を行う。また、健診未受診者を把握し、必要時、適切な支援につなげることが重要である。 ●健診未受診者への受診勧奨が重要。

(3) 食育の推進

実施状況	課題
子どもの健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となる「食育」について学習する機会を提供し、家庭における食育を支援しています。	●関心の薄い層に向けた教室・相談事業の周知普及が課題。

(4) 青少年健全育成

実施状況	課題
青少年の健全育成を促すため、小学生・中学生に向けたこころの健康・自殺予防、薬物乱用防止教室などを開催しています。また、子どもを取り巻く性や暴力などの有害情報に対し、関係機関や地域住民との連携を図っています。	●薬物乱用防止教室などについて、専門的な指導等ができる外部指導者の積極的な活用が重要。

(5) 発育・発達に不安がある子どもへの支援

実施状況	課題
発育や発達に心配のある子どもの生活のしにくさに対する支援として、個別相談や児童発達支援サービスの利用促進等を行っているほか、保護者の不安軽減に取り組んでいます。	●基幹相談支援センターの整備等、相談支援体制の強化が課題。 ●利用ニーズに応じたサービス事業所の確保が課題。

(6) 特別支援教育の充実

実施状況	課題
障がいなどのある幼児、児童・生徒やその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスの提供、相談体制を充実するとともに、障がい理解を高めるためのインクルーシブ教育 ^{※5} を実施しています。	●質の高い相談業務を行うことができるよう、人材の確保・育成が重要。 ●相談関係を築きにくい保護者への対応が重要。 ●通常学級の児童・生徒や保護者に対し、インクルーシブ教育の意義等を説明する機会が少ないことが課題。

※5 インクルーシブ教育：障がいの有無によらず、誰もが地域の通常学級で学べる教育のこと。

学校教育・社会教育に関すること

(1) 就学前教育の充実

実施状況	課題
<p>幼児期の情緒的・知的な発達や社会性を育むため、地域に開かれた特色ある幼稚園の活動を支援するとともに、市内及び近隣市の幼稚園、保育園と市内各小学校との連携強化や、就学前幼児の発達段階を踏まえた継続教育の推進に努めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●より質の高い相談業務を行うことができるよう、人材の確保育成が重要。

(2) 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実

実施状況	課題
<p>未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すために、家庭教育学級を通じて家庭の教育力を高めるとともに、社会教育関係団体と学校との連携や学校応援団の活用、学校評議員会及び学校運営協議会の充実、地域交流スペースの提供など、地域と連携した教育の充実に取り組んでいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの保護者に家庭教育学級等の家庭教育支援事業への参加を促すことが必要。 ●地域にある様々な組織と学校とをつなぐ役割を担う人材がないことが課題。

(3) 魅力ある学校づくり

実施状況	課題
<p>児童・生徒一人ひとりが学ぶ喜びを感じ、生きる力を育むため、本市独自の少人数学級編制を実施しました。またチューター支援員による「小集団・個別指導」による放課後学習等を実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●少人数学級編制事業を複数・少人数指導体制推進事業とし、未来を生き抜く人材の育成を進めていく必要がある。 ●チューター支援員の確保が課題。

(4) 配慮が必要な児童・生徒への支援

実施状況	課題
<p>全ての児童・生徒が適切な教育機会を得られるように、不登校の児童・生徒や発達障がいなどにより特別な支援を必要とする児童・生徒、外国人・帰国児童・生徒など、配慮が必要な児童・生徒に対するきめ細やかな支援を実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする児童・生徒が全体的に増加しており、制度・事業の周知や、特別支援教育支援員の確保、支援体制の整備のほか、不登校の児童・生徒に対し学校、スクールソーシャルワーカー及び家庭などが連携して対応していく連携体制の強化が重要。

(5) 放課後の活動支援

実施状況	課題
<p>全ての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育クラブや放課後子ども教室などの取組を充実しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育ニーズの多様化・増加に対応する必要がある。 ●児童の視点に立ち、交流ができる安全な居場所の確保が重要。

仕事と家庭の両立に関すること

(1) 男女共同参画についての意識啓発

実施状況	課題
<p>男性も女性も自分らしく、共に生活し、共に仕事をする仲間として、互いに思いやり支え合えるように、男女共同参画に関する様々な啓発を行うとともに、父親の育児参加を促進する講座や行事を実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画についての普及啓発が不足しており、特に市内中小企業に向けた啓発が不足している。 ●父親の育児参加を促すための魅力ある講座等を継続的に実施する必要がある。

(2) 就業環境の整備

実施状況	課題
<p>男女が共に能力を発揮して働くことができるよう、仕事と生活の調和についての意識や、介護・育児休業制度などの周知を図っています。また、ひとり親家庭において、就職に有利となるような資格の取得や講座の受講の費用の一部を支給し、就業支援を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナーやキャリアカウンセリングにおける様々な働き方への対応が必要。 ●働く場における意識の改善に向けた研修会を実施しているが、参加する企業数が減少している。

(3) 事業主への就業環境の整備促進

実施状況	課題
<p>仕事と子育てが両立できる就業環境が整備されるよう、商工会を通じた多様な働き方に関する情報提供のほか、労働局との連携により一般事業主行動計画を呼びかけています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商工会未加入の雇用主への情報提供方法が課題。 ●計画策定が必要な事業所の策定状況を確認する方法がない。



<パパママ学級の妊婦体験の様子>



<パパと絵本であそぼう>

(1) 地域の活動団体との協働

実施状況	課題
地域ぐるみで子育てができるよう、子ども会や母子保健推進員連絡協議会、食生活改善推進員協議会など、地域の活動団体の支援を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健推進員、食生活改善推進員ともに、会員数の減少と新会員の確保が課題。 ●読み聞かせや、手遊び、おはなし会など、子育てを支援する地域ボランティアの養成が重要。

(2) 地域の交流促進

実施状況	課題
子どもや子育て家庭が地域の中でつながりを持てるよう、三世代・子育て支援交流会や子育て支援センターにおけるボランティアの促進など、地域の中の交流を促進しています。	<ul style="list-style-type: none"> ●三世代・子育て支援交流会は、地区によって参加者数に差があり、周知の方法や実施方法について見直しが必要。 ●読書活動の普及や、親子の交流機会を増やし、情操教育に寄与することが重要。

(3) 多様な体験機会の創出

実施状況	課題
子どもの心身の成長を支援するために、しき子ども郷土かるた大会やいろは子ども文化賞などの郷土愛を育む取組や、環境講座や小学校の体育館・グラウンドの開放など、地域で多様な体験ができる機会を提供しています。	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館における講座について、内容によって参加者にばらつきがある。希望に沿った内容を提供する必要がある。



<三世代子育て支援交流会
母子保健推進員連絡協議会>



<おやこの食育教室の様子
食生活改善推進員協議会>

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市が平成27年3月に策定した第1期計画では、地域全体の支援を得ながら子どもの育ちを本市全体で支えていき、子どもたちの笑顔がきらきらと輝くことを願って、取組を推進してきました。

近年、共働き世帯の増加による仕事と子育ての両立や、介護と子育てのダブルケア、虐待、貧困等、子育て家庭の抱える課題は多様化している一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民などから日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい人が多くなってきています。

このような中で、家庭、学校、地域、職域など全ての分野に関わる人それぞれが役割を果たし、地域における生活課題を解決することができるよう、相互に協力していくことが重要となっています。

こうした考えのもと、多様な問題・課題への対応や、切れ目のない子育て支援施策の展開を目指して、本計画の基本理念を下記のとおり定めます。

笑顔かがやく

志木っ子すくすく

地域みんなで育てよう

2 基本的な視点

1 子どもの人権の尊重と最善の利益の実現

子ども・子育て家庭に対する全ての施策は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に立ち、子どもの人権を尊重するとともに、子どもの成長のための最善の利益に配慮したものとします。また、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障される社会を目指します。

2 切れ目のない支援体制の強化

子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して出産・子育てができ、子育てが楽しいと感じられるよう、妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を目指します。

3 子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応と複合的な支援

近年、世帯の小規模化、就労形態の多様化・不安定化などに加え、子どもの貧困対策や外国につながる子ども^{※6}の増加、不登校・引きこもりなど、悩みや不安を抱える家庭も多くなっています。こうした多様化する問題や環境を的確にとらえた対応を行うとともに、周囲の様々な支援を受けながら、子育ての経験を通じて「親育ち」が促進される取組を強化します。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる（仮称）基幹福祉相談センターにおいては、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等の分野を超えた地域生活課題について、一次相談機関と連携した相談に応じ、複合的な支援の提供を目指します。

4 男女共同参画による子育ての実現

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性と女性、そして子どもたちが互いの意思を尊重し、子育てを通して豊かな人生を築いていくことができるよう、男女共同参画の推進や、待機児童の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促すなど、男女が共同で子育てができる環境づくりを目指します。

5 “市民力”を生かした子育て支援

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての人々が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し役割を果たすことができるよう、住民一人ひとりに期待される役割「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力し合う「互助」、「共助」といった“市民力”を活用しつつ、市が行う「公助」と連携した子育て支援を目指します。

※6 外国につながる子ども：帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚などの幼児等をいう。

3 重点施策

1 公立保育園の在り方の検討

老朽化が著しい公立保育園の現状などを踏まえ、厳しい財政状況の中、限られた財源の中で、多様化する子育てニーズにきめ細かく対応するため、公立保育園の在り方を検討します。

2 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

子どもの最善の利益を第一に考え、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努めることで、子どもに関する質の高い教育・保育を提供します。

3 保育施設の適正配置

今後、子どもの数は減少傾向にあることから、保育需要と供給のバランスをしっかりと見極め、保育施設の適正配置に努める必要があります。また、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化事業による潜在的な保育ニーズの影響を鑑み、必要に応じて、計画の見直し等を行います。

4 子どもの遊び場の確保

子どもの遊び場は市内全域で少ない傾向にあるほか、児童センターについては志木地区にはないことから、今後、児童センター等の遊び場の確保策を講じていきます。

5 児童虐待への対応

全ての児童が、「児童の権利に関する条約」に則り、「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者に対する支援を強化するとともに、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、要保護児童対策地域協議会のネットワークを積極的に活用し、必要な措置を講じます。

4 施策の体系

笑顔かがやく
志木っ子すくすく
地域みんなで育てよう

目標	施策の方向
1 親子の健やかな育ちへの支援（母子保健計画を含む）	(1) 妊娠・出産時の支援 （しきっ子あんしん子育てサポート事業） ----- (2) 母子の健康管理 （しきっ子あんしん子育てサポート事業） ----- (3) 青少年健全育成 ----- (4) 食育の推進
2 豊かな心を育む教育環境の整備（新・放課後子ども総合プランを含む）	(1) 就学前教育の充実 ----- (2) 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実 ----- (3) 魅力ある学校づくり ----- (4) 放課後の活動支援
3 子育てしやすい生活環境の整備	(1) 情報提供の充実 ----- (2) 相談体制の充実 ----- (3) 子どもも自分も大切にすることができる場所づくり ----- (4) 仕事と家庭の両立支援 ----- (5) 交通安全・防犯活動の推進
4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	(1) 経済的支援の充実 ----- (2) 子どもの貧困対策の推進 ----- (3) 児童虐待防止対策の推進 ----- (4) 発育・発達が気になる子どもへの支援 ----- (5) 配慮が必要な児童・生徒への支援
5 地域全体で見守る体制づくり	(1) 地域の活動団体との協働 ----- (2) 地域の交流促進 ----- (3) 多様な体験機会の創出

取組

<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付 ・助産師や保健師による面接相談 ・パパママ学級 ・はじめて赤ちゃん学級 ・妊産婦訪問指導 ・妊婦健康診査の助成 ・妊婦歯科検診 ・早期不妊検査費・治療費の助成 ・不育症検査費・治療費の助成
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康相談・乳幼児出張健康相談・乳幼児電話健康相談 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・おっぱいケア訪問 ・乳幼児健康診査 ・各種予防接種の実施 ・むし歯予防教室 ・育児サポート事業 ・産後うつケア推進事業 ・ぴあたいむ ・多胎児グループ（ラブラブ）
<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの支え合いを学ぶ授業 ・子どもを取り巻く有害環境対策・非行防止活動 ・保護司による出前講座 ・志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室 ・保育園における食育の推進 ・ランチで食育 ・クーポンランチ事業 ・おやこの食育教室 ・小・中学校における食育の推進 ・地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成による食育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの幼児のニーズに応じた支援 ・幼・保・小の連携
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上 ・親の学習プログラムの展開 ・「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う事業 ・学校応援団の活用 ・コミュニティ・スクール推進事業
<ul style="list-style-type: none"> ・チューター支援員による教育の推進 ・複数・少人数指導体制推進事業
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後志木っ子タイム ・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） ・児童センターの充実
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家庭の相談室における相談 ・子育て支援センターにおける相談 ・健康相談 ・小児科医師、臨床心理士による相談 ・利用者支援員の配置 ・女性相談・男性相談・インターネット等についての相談 ・外国人申請・相談サポート事業・教育相談 ・小学校スクールカウンセラーの派遣 ・スクールソーシャルワーカーによる支援 ・市内各中学校内相談員の配置
<ul style="list-style-type: none"> ・リフレッシュ保育事業 ・ひととき保育事業
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭科の授業の充実 ・男女共同参画に関する啓発活動 ・お父さん参加事業 ・仕事と生活の調和に関する意識啓発 ・児童公園等の整備 ・交通安全推進事業・交通安全教育 ・防犯ブザーの配布 ・自主防犯意識啓発事業 ・ふれあい110番の家 ・児童の安全確保 ・防犯カメラの設置 ・道路の整備 ・交通安全施設整備事業 ・デマンド交通 ・キッズ・ゾーンの設定
<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・子ども医療費助成事業 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等技能訓練促進給付金 ・幼稚園・保育園等の保育料等の軽減
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携強化 ・生活相談センターの充実 ・学習支援事業 ・子ども食堂との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止ネットワークの充実 ・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・特に支援が必要な家庭に対する相談の充実 ・養育支援訪問事業 ・母子保健と連携した児童虐待予防
<ul style="list-style-type: none"> ・すくすく相談 ・巡回発達相談 ・早期からの就学相談体制の充実 ・福祉サービス利用相談 ・個別発達相談 ・親子グループ支援事業 ・ひまわり保育（障がい児保育）事業 ・医療的ケア児保育事業 ・放課後等デイサービス事業 ・児童発達支援事業 ・「志木っ子サポートシート」を活用した支援を必要としている児童・生徒の把握 ・特別支援教育プログラム事業 ・特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問 ・特別支援教育支援員派遣事業 ・発達障がい理解啓発事業 ・障がい者理解促進事業
<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室（ステップルーム） ・ホームスタディー制度 ・日本語指導員派遣事業
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員連絡協議会 ・食生活改善推進員協議会 ・民生委員・児童委員、主任児童委員 ・子ども会等の活動の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの充実 ・児童センター事業の充実 ・子育てサークル活動に関する相談や情報提供 ・保育園における子育て支援事業 ・親子で参加できる講座の開催 ・親子で遊ぼう ・講座・研修会時における託児サービス ・子育て支援センター・図書館事業のボランティア ・保育園等における世代間交流事業 ・もくせいにおける世代間交流事業 ・三世代・子育て支援交流会
<ul style="list-style-type: none"> ・郷土・文化に関する学習機会の提供 ・環境講座の開催 ・スポーツ振興委託事業・学校施設開放事業 ・社会教育・生涯学習推進 ・図書館資料の充実・整備

5 ライフステージごとの主な取組

目標	妊娠前から妊娠期	乳幼児期
1 親子の健やかな育ちへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 助産師や保健師による面接相談 妊婦健康診査の助成 妊婦歯科検診・パパママ学級 早期不妊検査費・治療費の助成 不育症検査費・治療費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> はじめて赤ちゃん学級・乳幼児健康診査 各種予防接種の実施・むし歯予防教室・離乳食教室 保育園における食育の推進・ランチで食育 クーポンランチ事業・育児サポート事業 産後うつケア推進事業・びあたいむ こんにちは赤ちゃん訪問・おっぱいケア訪問 乳幼児健康相談・乳幼児出張健康相談・乳幼児電話健康相談
2 豊かな心を育む教育環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの幼児のニーズに応じた支援 幼・保・小の連携・家庭の教育力向上 親の学習プログラムの展開
3 子育てしやすい生活環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> 小児科医師、臨床心理士による相談 子育て支援センターにおける相談・リフレッシュ保育事業 お父さん参加事業・ひととき保育事業・キッズゾーンの設定
4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する情報提供・子どもと家庭の相談室における相談・健康相談 利用者支援員の配置・女性相談・男性相談 インターネット等についての相談・外国人申請・相談サポート事業 男女共同参画に関する啓発活動・仕事と生活の調和に関する意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育園等の保育料等の軽減 すくすく相談 巡回発達相談 親子グループ支援事業 ひまわり保育(障がい児保育)事業 医療的ケア児保育事業 児童手当・子ども医療費助成事業・児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費支給事業 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度
5 地域全体で見守る体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターの充実・保育園における子育て支援事業・保育園等における世代間交流事業 講座・研修会時における託児サービス 児童センター事業の充実 子育てサークル活動に関する相談や情報提供 親子で参加できる講座の開催・親子で遊ぼう

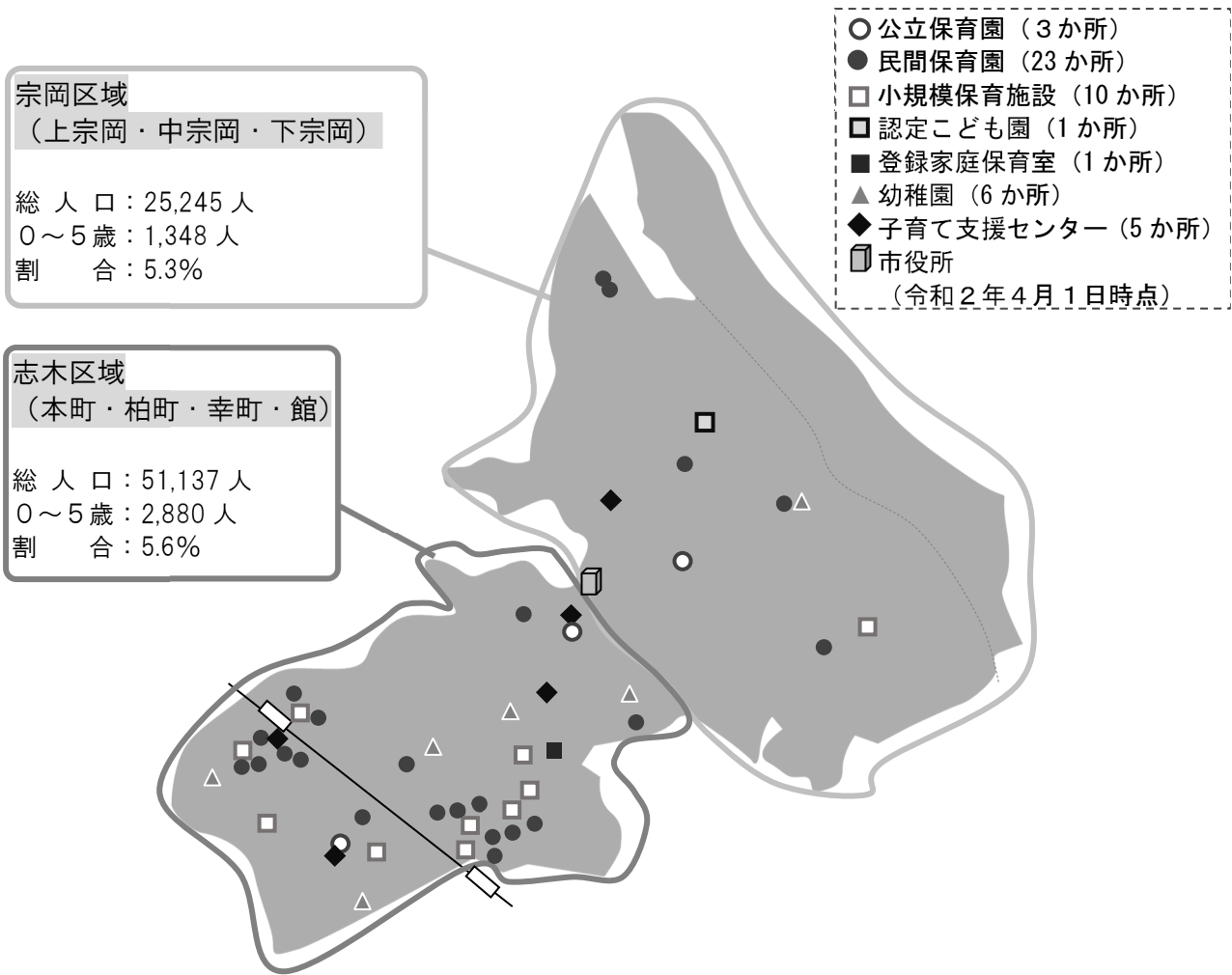
小・中学生	高校生	地域・関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの支え合いを学ぶ授業 ・子どもを取り巻く有害環境対策 ・非行防止活動 ・保護司による出前講座 ・志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト ・おやこの食育教室 ・小・中学校における食育の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の「しよく(食・職)場づくり」担い手育成による食育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・複数・少人数指導体制推進事業 ・チューター支援員による教育の推進 ・放課後志木っ子タイム ・放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ) ・学校応援団の活用 ・コミュニティ・スクール推進事業 		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童センターの充実 ・「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う事業 		
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・小学校スクールカウンセラーの派遣 ・市内各中学校内相談員の配置 ・スクールソーシャルワーカーによる支援 ・家庭科の授業の充実 ・防犯ブザーの配布 ・ふれあい110番の家 ・児童の安全確保 		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童公園等の整備 ・交通安全推進事業 ・交通安全教育 ・自主防犯意識啓発事業 ・防犯カメラの設置 ・道路の整備 ・交通安全施設整備事業 ・デマンド交通 		
<ul style="list-style-type: none"> ・「志木っ子サポートシート」を活用した支援を必要としている児童・生徒の把握 ・特別支援教育プログラム事業 ・特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問 ・特別支援教育支援員派遣事業 ・適応指導教室(ステップルーム) ・ホームスタディー制度 ・日本語指導員派遣事業 		
<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援事業 ・子ども食堂との連携 ・放課後等デイサービス事業 		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 ・高等技能訓練促進給付金 ・早期からの就学相談体制の充実 ・発達障がい理解啓発事業 ・福祉サービス利用相談 ・個別発達相談 ・児童発達支援事業 		
<ul style="list-style-type: none"> ・特に支援が必要な家庭に対する相談の充実 ・養育支援訪問事業 ・障がい者理解促進事業 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員連絡協議会 ・食生活改善推進員協議会 ・民生委員・児童委員、主任児童委員 ・子ども会等の活動の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・もくせいにおける世代間交流事業 ・三世代・子育て支援交流会 ・郷土・文化に関する学習機会の提供 ・環境講座の開催 ・スポーツ振興委託事業 ・学校施設開放事業 ・社会教育・生涯学習推進 ・図書館資料の充実・整備 ・子育て支援センター ・図書館事業のボランティア 		

第4章 計画の内容

1 子ども・子育て支援事業計画

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務づけられています。本市では、各地域の子どもの人口や保育環境の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を下記の2区域に設定します。



参考：行政区ごとの状況 (埼玉県町(丁)字別人口調査 平成31年4月1日時点)

	本町	柏町	幸町	館	上宗岡	中宗岡	下宗岡
総人口	17,317	14,513	11,683	7,624	8,394	11,206	5,645
0～5歳	968	975	739	198	406	623	319
割合	5.6%	6.7%	6.3%	2.6%	4.8%	5.6%	5.7%

■子育て支援の「給付」と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

教育・保育

◆施設型給付

- 認定こども園
- 新制度移行幼稚園
- 保育園

◇地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①時間外保育事業(延長保育事業)
- ②放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)
- ③地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
- ④一時預かり事業及び預かり保育事業
- ⑤子育て短期支援事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧利用者支援事業
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

2
区域

1
区域
(市全体)

「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から実施されています

- 幼稚園：家庭の所得に関わりなく月額25,700円を上限に保育料を無償化
- 保育所：3～5歳児は家庭の所得に関わりなく保育料を無償化
0～2歳児は市民税非課税世帯の保育料を無償化
- 認定こども園、地域型保育、企業主導型保育：幼稚園、保育所を利用する場合と同じ
- 幼稚園の預かり保育：保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額11,300円までの範囲で無償化
- 認可外保育施設等：保育の必要性の認定を受けた場合、3～5歳児は月額37,000円を上限に保育料を無償化。0～2歳児は市民税非課税世帯について、月額42,000円を上限に保育料を無償化
※認可外保育施設等は、認可外保育施設のほか、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児保育事業を含む。
- 就学前の障がい児の発達支援：保育料を無償化
※幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化

(2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制

事業の概要

幼稚園や保育園などの学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分（1号、2号、3号）にそれぞれ認定し実施することとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分			利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由 [※] 」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由 [※] 」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

※保育の必要な事由

- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育士の確保に向けた取組

提供体制の確保に向けては、保育士の確保が重要となります。

本市では、質の高い保育士の確保と離職の防止に向け、市独自の施策として下記のような取組を進めています。今後も国や県と連携しながら、さらなる確保策を講じていきます。

- 保育園等利用調整加点：市内の保育園で就労する保育士に対し、そのお子さんの保育園入園時に加点調整を行い、保育士の離職防止につなげています。
- しきっ子育て保育士手当補助事業：民間の保育所等の交付対象となる保育士に対し、年間4万円と勤務年数に応じた補助金を交付する事業です。

提供体制・確保策

令和元年度時点の定員数は、3,124人（保育園23か所、認定こども園1か所、小規模保育施設10か所、幼稚園6か所）の提供体制があります。

今後は、人口推計を踏まえ、併せて幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、適正な提供体制の確保に努めます。

■志木区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度				令和3年度			令和4年度						
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	1号	2号	3号				
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	982	465	132	552	952	451	149	615	933	442	159	625		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園		1,080	560	122	429	1,080	641	125	465	1,080	641	131	489
	地域型保育事業				32	108			32	108			32	108
②-①	98	95	22	-15	128	190	8	-42	147	199	4	-28		

(単位：人)	令和5年度				令和6年度					
	1号	2号	3号		1号	2号	3号			
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	884	418	169	640	861	408	177	655		
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園		1,080	641	137	513	1,080	641	143	537
	地域型保育事業				32	108			32	108
②-①	196	223	0	-19	219	233	-2	-10		

令和2年度以降の量の見込み・確保の内容・実施時期の考え方

◆量の見込み

1・2号認定：過去5年間（平成27年度～平成31年度）における最も高い利用率を採用し、人口推計にかけ合わせて算出。

3号認定：志木地区については、利用実績値に待機児童数を計上した上で、利用率を算出。過去5年間の利用率の最大値に利用率の伸びの最大値を計上し、人口推計にかけ合わせて算出。

宗岡地区については、前年度の利用率に利用実績値の伸びの平均値を計上し人口推計にかけ合わせて算出。

◆確保の内容

令和2年度は、保育園3園（合計定員188人）を整備。

令和3年度は、志木地区に2園（2園合計定員120人）、令和4年度以降は、毎年、志木地区に1園（定員30名）を整備する想定で算出している。

■宗岡区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	489	232	29	167	454	216	30	167	440	209	30	167	
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	444	278	45	165	444	278	45	165	444	278	45	165
	地域型保育事業			3	16			3	16			3	16
②-①	-45	46	19	14	-10	62	18	14	4	69	18	14	

(単位：人)	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	420	200	31	167	419	199	32	167	
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	444	278	45	165	444	278	45	165
	地域型保育事業			3	16			3	16
②-①	24	78	17	14	25	79	16	14	

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,471	697	161	719	1,406	667	179	782	1,373	651	189	792	
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	1,524	838	167	594	1,524	919	170	630	1,524	919	176	654
	地域型保育事業			35	124			35	124			35	124
②-①	53	141	41	-1	118	252	26	-28	151	268	22	-14	

(単位：人)	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,304	618	200	807	1,280	607	209	822	
②確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	1,524	919	182	678	1,524	919	188	702
	地域型保育事業			35	124			35	124
②-①	220	301	17	-5	244	312	14	4	

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

1 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育園などにおいて保育を実施する事業です。

提供体制・確保策

延長保育事業は、令和元年度現在、市内全ての教育・保育施設で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。

■志木区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	637	663	687	703	727
確保の内容	637	663	687	703	727

■宗岡区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	254	254	250	251	255
確保の内容	254	254	250	251	255

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	891	917	937	954	982
確保の内容	891	917	937	954	982

2-1 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

2-2 放課後子ども教室、2-3 放課後志木っ子タイム

事業の概要

放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

また、放課後子ども教室は、放課後に全ての子どもが安心・安全に過ごすことができ、かつ多様な体験・交流活動などを行うことができるよう環境を整備することで、次代を担う子どもを育成する事業です。

放課後志木っ子タイムは、これら放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）と放課後子ども教室の一体的な運用により、児童の放課後の居場所づくりのさらなる拡充を目指した事業です。

提供体制・確保策

令和元年度現在、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）は市内全小学校で、放課後子ども教室は市内7小学校で実施しています。

また、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）と放課後子ども教室を一体型的に実施する放課後志木っ子タイムは、平成30年度に1校で開始し、令和元年度からは新たに5校、令和2年度からはさらに2校拡充し、市内全ての小学校に児童の安全な居場所を整備します。

※放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）、放課後子ども教室、放課後志木っ子タイムの実施に向けた具体的方策は、71頁から74頁に記載しています。

■志木区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	77	78	78	77	76
	2年生	62	63	63	62	62
	3年生	49	50	49	49	48
	4年生	28	28	28	28	27
	5年生	9	9	9	9	9
	6年生	2	2	2	2	2
	合計	227	230	229	227	224
確保の内容		297	297	297	297	297

②放課後志木っ子タイム

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	登録者数	1,379	1,650	1,906	2,196	2,473
	参加者数	324	396	467	549	631
確保の内容		324	396	467	549	631

■宗岡区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	48	46	45	44	41
	2年生	41	39	38	37	35
	3年生	29	27	26	26	24
	4年生	15	14	14	14	13
	5年生	5	5	4	4	4
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	139	132	128	126	118
確保の内容		213	213	213	213	213

②放課後志木っ子タイム

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	登録者数	1,024	1,211	1,408	1,600	1,738
	参加者数	195	236	282	328	365
確保の内容		195	236	282	328	365

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	125	124	123	121	117
	2年生	103	102	101	99	97
	3年生	78	77	75	75	72
	4年生	43	42	42	42	40
	5年生	14	14	13	13	13
	6年生	3	3	3	3	3
	合計	366	362	357	353	342
確保の内容		510	510	510	510	510

②放課後志木っ子タイム

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	登録者数	2,403	2,861	3,314	3,796	4,211
	参加者数	519	632	749	877	996
確保の内容		519	632	749	877	996

3 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

提供体制・確保策

地域子育て支援拠点事業は、平成30年度には市内5か所で実施していましたが、令和元年度は志木区域3か所、宗岡区域1か所の実施となっています。令和2年度には新たに志木地区1か所を整備しますが、今後、宗岡地区への新たな開設を目指します。

■志木区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36,191	35,314	34,464	33,826	33,188
確保の内容	36,191	35,314	34,464	33,826	33,188
箇所数	4	4	4	4	4

■宗岡区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19,920	19,887	19,067	18,640	18,378
確保の内容	19,920	19,887	19,067	18,640	24,378
箇所数	1	1	1	1	2

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	56,111	55,201	53,531	52,466	51,566
確保の内容	56,111	55,201	53,531	52,466	57,566
箇所数	5	5	5	5	6

4 一時預かり事業及び預かり保育事業

事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園などの場所で、一時的に預かる事業です。

提供体制・確保策

令和元年度現在、幼稚園における預かり保育事業は市内全園で実施しています。保育園における一時保育事業は、実施園が5園と限られるため、今後新たな開設を促していきます。

また、リフレッシュ保育事業を継続するとともに、新たに要件を問わない一時預かり事業の実施を目指します。

■志木区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33,515	32,503	31,844	30,173	29,396
確保の内容	33,515	32,503	31,844	30,173	29,396

②その他

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み（合計）	6,092	5,908	5,788	5,484	5,343	
内訳	保育園の一時預かり分	4,470	4,335	4,247	4,024	3,921
	リフレッシュ保育分	600	582	570	540	526
	ファミリー・サポート・センター未就学児分	1,022	991	971	920	896
確保の内容	6,092	5,908	5,788	5,484	5,343	

■宗岡区域

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,422	11,540	11,180	10,676	10,658
確保の内容	12,422	11,540	11,180	10,676	10,658

②その他

（単位：人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み（合計）	1,286	1,194	1,157	1,105	1,103	
内訳	保育園の一時預かり分	183	170	165	157	157
	リフレッシュ保育分	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター未就学児分	1,103	1,024	992	948	946
確保の内容	1,286	1,194	1,157	1,105	1,103	

【参考】市全体

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45,937	44,043	43,024	40,849	40,054
確保の内容	45,937	44,043	43,024	40,849	40,054

②その他

（単位：人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み（合計）	7,378	7,102	6,945	6,589	6,446	
内訳	保育園の一時預かり分	4,653	4,505	4,412	4,181	4,078
	リフレッシュ保育分	600	582	570	540	526
	ファミリー・サポート・センター未就学児分	2,125	2,015	1,963	1,868	1,842
確保の内容	7,378	7,102	6,945	6,589	6,446	

5 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者の疾病などの理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、養育・保護を行う事業です。

提供体制・確保策

子育て短期支援事業は、現状で本市単独での施設整備が難しいことから、緊急サポートセンター事業での対応を継続していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12	12	12	11	11
確保の内容	12	12	12	11	11

6 病児・病後児保育事業

事業の概要

発熱などの急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）について、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

また、病後児保育は、病気の回復期で集団保育が困難であり、保護者の仕事などの事情で家庭における保育が困難な時に、一時的に保育を行う事業です。

提供体制・確保策

病児保育事業は、緊急サポートセンター事業での対応を継続します。また、病後児保育事業については、緊急サポートセンター事業及び民間保育園で実施していることから、今後もこの体制を継続していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み（合計）	45	43	42	41	40	
内訳	緊急サポートセンターにおける病児・病後児の預かり	31	30	29	29	28
	保育園における病後児の預かり	14	13	13	12	12
確保の内容	45	43	42	41	40	

7 ファミリー・サポート・センター事業

事業の概要

育児の援助を受けたいお願い会員（生後6か月以上小学校6年生までのお子さんの保護者）と、育児の援助を行うまかせて会員との会員組織で、会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

提供体制・確保策

ファミリー・サポート・センター事業は、今後も現状での対応を継続し、新規会員の確保に努めてまいります。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	1,508	1,508	1,508	1,508	1,404
	確保の内容	1,508	1,508	1,508	1,508	1,404
高学年	量の見込み	364	364	364	364	364
	確保の内容	364	364	364	364	364

ファミリー・サポート・センターで援助できる内容

- 保育施設の保育開始時までと保育終了後に預かること
 - 保育施設までの送迎を行うこと
 - 学校の開始まで、放課後または学童保育終了後に預かること
 - 病院に行くときやリフレッシュ等のために預かること
- 上記の他にも、センターで認める範囲で様々な援助を行います。

8 利用者支援事業

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

提供体制・確保策

利用者支援事業は、令和元年度現在、基本型・母子保健型ともに1か所で実施しておりますが、今後も関係する機関と連携を図りながら、継続していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

①基本型

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

②母子保健型（しきっ子あんしん子育てサポート事業）

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

9 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を母子保健推進員や助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

提供体制・確保策

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいる全ての家庭を訪問していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	648	635	617	611	601
確保の内容	648	635	617	611	601

10 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童などに対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

提供体制・確保策

養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して実施していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	3	3	3	3	3

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携を強化し要保護児童対策地域協議会の機能を充実していくとともに、児童虐待ホットラインなどの相談体制の充実を図ります。

児童虐待ホットライン

虐待から子どもたちを守るのはあなたです！

「もう、ひとりで悩まないで！」
イライラして子どもにあたり、叩いてしまう…
自分の子どもなのにかわいいと思えない…
夜一人でふらふらしている子どもを近所で見かける…
暴力をふるわれている子どもが身近にいる…

「もしや！これ虐待？」と思ったら、すぐに連絡をください。
○児童相談所全国共通ダイヤル：☎189（いちはやく）
○児童虐待ホットライン（志木市役所）：☎048-473-1124
○埼玉県所沢児童相談所：☎04-2992-4152
○休日夜間児童虐待通報ダイヤル：☎048-779-1154

11 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

提供体制・確保策

妊婦健康診査については、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	651	638	620	614	604
確保の内容	651	638	620	614	604

12 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設^{※7}などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

提供体制・確保策

本市では現在も民間事業者などを含む多様な主体による事業展開を図っており、今後も同様に促進していきます。

※7 特定教育・保育施設：市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用及び食事の提供に要する費用などを助成する事業です。

提供体制・確保策

保護者の世帯所得の状況などを勘案しながら、教育・保育の充実に努めていきます。

2 基本施策の展開

目標 1

親子の健やかな育ちへの支援（母子保健計画を含む）

現状と課題

妊娠・出産期は、子育てにおいても不安が多い時期となります。特に、身近な親族からの支援が受けられない、相談相手がいないなどの理由により地域から孤立してしまう妊産婦については、健診等の機会や訪問事業を通して支援につなげていく仕組みが必要です。

本市では、第一子出産年齢の高齢化がみられているほか、アンケート調査において、子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合が国の目標としている 90.0%に達しておらず、また子育てにおける不安や悩み、心理的負担を抱える母親が一定数いることもうかがえます。

また思春期については、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすことから、多様な問題に対応する必要があります。

基本的な方向性

妊娠・出産に関する精神的な不安や負担の軽減、母子の健康の保持増進に向けて、しきっ子あんしん子育てサポート事業を中心とする子どもの発育・発達や子育てに関する正しい知識の普及、相談体制の充実を図り、妊娠、出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援を推進します。

また思春期については、児童・生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、青少年の健全育成を推進します。

さらに、食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を深めるため、栄養相談や教室、発育・発達段階に応じた食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しさを身に付けられるよう取り組みます。

指標及び目標値

指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	95%	97%
子どもの社会性の発達過程を保護者が知っている割合 (健やか親子 21(第2次)アンケートより)	〈3か月児〉88.8% 〈3歳児〉78.9%	90%

(1) 妊娠・出産時の支援（しきっ子あんしん子育てサポート事業）

①妊娠届時に誰もが支援や相談を受けることができるようにします。

No.	取組名	内容	担当
1	母子健康手帳交付	健康増進センター・市役所にて妊娠届のあった人に母子健康手帳を交付します。	健康増進センター
2	助産師や保健師による面接相談	妊娠届出時に健康増進センター・市役所にて全ての妊婦へ助産師や保健師が面接相談を実施します。	健康増進センター

②父母に対し子育てに関する知識を普及します。

No.	取組名	内容	担当
3	パパママ学級	初めて父母になる人を対象に、妊娠・出産・子育てに関する教室を実施します。	健康増進センター
4	はじめて赤ちゃん学級	生後2か月の第1子の赤ちゃんを持つパパママを対象に、保健師による講話、子育て支援サービスの紹介、交流会を行います。	健康増進センター 子育て支援センター
5	妊産婦訪問指導	母子保健推進員による声かけ訪問及びハイリスク妊婦への保健師による訪問指導を実施します。	健康増進センター

③健やかな妊娠・出産に向けた支援を行います。

No.	取組名	内容	担当
6	妊婦健康診査の助成	妊娠中の健康の保持増進と健やかな出産に向けて、妊婦の継続した健康管理を行う妊婦健康診査の受診費用の負担軽減を図ります。	健康増進センター
7	妊婦歯科検診	妊娠中に起こりやすいむし歯や歯周病を予防し、早産や低体重児出生等、胎児に対する影響を防ぐことができるよう妊婦歯科検診を実施します。	健康増進センター
8	早期不妊検査費・治療費の助成	対象となる夫婦への不妊検査費の助成、また県が行う特定不妊治療費助成において、対象となる夫婦に上乗せ助成を実施します。	健康増進センター
9	不育症検査費・治療費の助成	対象となる夫婦へ不育症の検査費及び治療費の助成を実施します。	健康増進センター

(2) 母子の健康管理（しきっ子あんしん子育てサポート事業）

①母子の健康に関する相談・指導を実施します。

No.	取組名	内容	担当
10	乳幼児健康相談・乳幼児出張健康相談・乳幼児電話健康相談	健康増進センター・子育て支援センターにて、保健師による健康相談を実施します。	健康増進センター
11	こんにちは赤ちゃん訪問	出生届等を基に助産師・保健師が新生児の訪問指導を行うほか、母子保健推進員が生後4か月までの乳児がいる家庭へ訪問します。	健康増進センター
12	おっぱいケア訪問	出産から90日以内の産婦を対象に、助産師が家庭を訪問しおっぱいのケアや授乳に関する相談を行います。	健康増進センター

②各種健康診査・健康教室・予防接種を実施します。

No.	取組名	内容	担当
13	乳幼児健康診査	発育・発達の健診を行い育児等について個別の相談に応じます。	健康増進センター
14	各種予防接種の実施	予防接種法に基づく定期接種を実施します。	健康増進センター
15	むし歯予防教室	乳幼児及びその保護者を対象に、歯の健康・食生活に関する講座や、個別ブラッシング指導を行います。	健康増進センター

③育児に対する不安やストレスを抱え込むことがないよう支援します。

No.	取組名	内容	担当
16	育児サポート事業	出産から90日以内で、家族などの支援が受けられず、心身に不調があって、育児に不安がある産婦へ助産師やヘルパーが育児のサポートを行います。（多胎児の場合は産後1年以内）	健康増進センター
17	産後うつケア推進事業	産後うつを予防するため、助産師・保健師による赤ちゃん訪問時に、産後うつのリスク評価を行い、産後うつが心配される母親を適切な支援や医療につなぎます。	健康増進センター
18	ぴあたいむ	子育てに対する不安や負担、孤立感を感じ、子育てへの自信を失いかけている妊婦や母親に対し、自分自身を見つめ直し、心の負担が緩和されるよう、心理士によるファシリテーションを通じた、少人数で自由に対話ができる場を設けます。	健康増進センター

No.	取組名	内容	担当
19	多胎児グループ (ラブラブ)	多胎児ならではの不安や育児ストレスの軽減に向け、多胎妊婦や多胎児とその家族を対象に、外出の場、児の遊び場を提供し、親同士の交流、育児についての情報交換等を行います。	健康増進センター

(3) 青少年健全育成

①児童・生徒のこころの健康や非行防止に向けた啓発を行います。

No.	取組名	内容	担当
20	いのちの支え合いを学ぶ授業	市内中学生に向けて、生活上の困難やストレスに直面した時の対処能力を高める授業を実施し、こころの健康増進・自殺予防を推進します。	健康増進センター
21	子どもを取り巻く有害環境対策	薬物乱用防止教室などを開催し、児童・生徒への啓発を図ります。	学校教育課
22	非行防止活動	非行・薬物乱用防止キャンペーン、青少年育成市民会議の開催事業などへの参加促進、青少年育成環境の向上、青少年育成活動の支援など、非行防止活動を推進します。	生涯学習課
23	保護司による出前講座	保護司の活動内容、犯罪の未然防止などを目的として、市内の中学校に保護司が出向き出前講座を行います。	生活援護課

②児童・生徒の健康意識の醸成、健康の維持増進に取り組みます。

No.	取組名	内容	担当
24	志木っ子元気！ 子どもの健康づくりプロジェクト	小学生を対象に、生活習慣の「運動」の基本となる「歩くこと」に着目した「足部機能・骨格発達支援事業」等を実施します。	健康政策課

(4) 食育の推進

①乳幼児期の食育推進に向けた教室等を実施します。

No.	取組名	内容	担当
25	離乳食教室	乳児の発育・発達に合わせた教室を開催するとともに、幼児食へのスムーズな移行ができるよう、試食や個別相談を実施します。	健康増進センター
26	保育園における食育の推進	保育園給食を通じ、食に対する関心を高め、食べることの意味や大切さを伝えます。	保育課
27	ランチで食育	在宅子育て家庭を対象に、保育園給食の試食体験を通して食に関する情報提供や相談を行います。	保育課 子ども支援課 いろは子育て支援センター
28	クーポンランチ事業	在宅子育て家庭のうち、1歳児及び2歳児の保護者を対象に、保育園給食の試食体験を通して、食に関する情報提供や相談を無料で受けることのできる「ランチクーポン券」をプレゼントします。	子ども支援課 いろは子育て支援センター

②児童・生徒が楽しく学べる食育を推進します。

No.	取組名	内容	担当
29	おやこの食育教室	小学生と保護者を対象とした、楽しく学べる料理教室を、食生活改善推進員協議会との連携により実施します。	健康増進センター
30	小・中学校における食育の推進	「食」を通して、健康管理をはじめ、食材の流通など多岐にわたり学習します。	学校教育課
31	地域の「しょく(食・職)場づくり」担い手育成による食育の推進	地域における「食」の担い手となる人材の発掘と育成を目指した市民食育サポーター養成講座を開催し、養成したサポーターが地域の食の担い手となり、食育活動を推進します。	健康政策課

目標2

豊かな心を育む教育環境の整備

(新・放課後子ども総合プランを含む)

現状と課題

国では、平成29年3月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改定され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が位置づけられました。

このような中、本市でも市内及び近隣市の幼稚園、保育園と市内各小学校を訪問して連携強化に努めるなど、就学前幼児の発達段階を踏まえた継続教育の推進に取り組んできました。アンケート調査では、子育てをする上で心配なことや気になることとして、就学前児童、小学生児童ともに「子どもの教育に関すること」が約6割で最も多く、保護者の関心が高くなっています。

また、確かな学力の向上に向けて、体験的な学習や英語教育、ICT（情報通信技術）教育など学校教育に求められるものは日々複雑化しており、本市においても、教職員のほか地域の連携に向けたつなぎ役や指導員、チューター支援員等の人材の確保・育成が求められています。

基本的な方向性

幼児期の情緒的・知的な発達や社会性を育むため、地域に開かれた特色ある幼稚園の活動を支援するとともに、引き続き幼稚園・保育園・小学校の連携に努め、発達段階を踏まえた継続教育を進めていきます。

また、未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すために、家庭の教育力を高めるとともに、学校や地域との連携、本市独自の取組など魅力ある学校づくりに取り組みます。

さらに、全ての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進します。

指標及び目標値

指標	現状値 (令和元年5月1日)	目標値 (令和6年度)
学童保育クラブの待機児童数	18人	0人
放課後志木っ子タイム登録者数	1,543人	4,211人

(1) 就学前教育の充実

①一人ひとりのニーズに応じた切れ目のない就学前教育に取り組みます。

No.	取組名	内容	担当
32	一人ひとりの幼児のニーズに応じた支援	地域に開かれた特色ある幼稚園の活動を支援するとともに、小学校との連携を図り、健やかな子どもの成長に努めます。	教育サポートセンター
33	幼・保・小の連携	幼保小子育て連絡協議会において、幼稚園・保育園・小学校が連携し課題を共有することで、幼児期の学びの質の向上に努めます。	教育サポートセンター 学校教育課

(2) 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実

①家庭の教育力向上に向けた支援を行います。

No.	取組名	内容	担当
34	家庭の教育力向上	自主的な地域活動や文化活動を展開している団体への活動支援を行い、また、社会教育関係団体や学校が連携し、「親の学習」事業などを行い、家庭の教育力を高めます。	生涯学習課
35	親の学習プログラムの展開	埼玉県が作成した「親の学習」プログラムをもとに、参加型学習の中から子育てのヒントを見つけ、楽しく学習する機会を提供します。	生涯学習課
36	「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う事業	学校・家庭・地域・行政が一体となって、家庭教育を支援することを定めた「元気に育つ志木っ子条例」を推進するため、情報モラル講演会等の事業を行います。	生涯学習課

②学校・家庭・地域の連携に向けた意見交換の場を設けます。

No.	取組名	内容	担当
37	学校応援団の活用	学校・家庭・地域の連携の充実を図り、学校運営の資質向上に努めます。	学校教育課
38	コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会を核として、学校・家庭・地域の連携の充実を図るとともに、学校運営協議会委員の意見を取り入れながら、学校運営の資質向上に努めます。	学校教育課

(3) 魅力ある学校づくり

①本市独自のチューター制度、複数・少人数指導体制を推進します。

No.	取組名	内容	担当
39	チューター支援員による教育の推進	チューター支援員による「小集団・個別指導」を市内4校の中学校で放課後や夏休み中に実施します。	学校教育課
40	複数・少人数指導体制推進事業	「主体的・対話的で深い学び」の実現、充実に向けた指導体制を構築し、落ち着いた学習環境をつくとともに、児童の学力向上を目指します。	学校教育課

(4) 放課後の活動支援

①児童の交流の場や安全な居場所を充実します。

No.	取組名	内容	担当
41	放課後志木っ子タイム	市内全8小学校にて学童保育クラブと放課後子ども教室が一体となった放課後志木っ子タイムを実施し、児童同士の交流や、安全な居場所の確保、保育の提供体制を整備します。	生涯学習課 保育課
42	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。	保育課
43	児童センターの充実	子どもが安全にのびのびと遊べる場所や機会を充実します。	子ども支援課

コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

チューター制度

授業でつまずいている生徒に、市内各中学校で放課後に少人数で教えるチューター支援員（個別指導支援員）を募り、配置しています。

（１）放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）と放課後子ども教室の一体型の提供

①一体型による放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）・放課後子ども教室の基本的方針

これまで本市では、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、家庭に代わる居場所として適切な遊びや生活の場を与えることで児童の健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業（以下「学童保育クラブ」という。）」を市内全小学校で実施しているほか、市内の小学校に就学する児童を対象に放課後などを安心・安全に過ごすことができ、多様な体験や活動が可能な居場所となる「放課後子ども教室」を市内2小学校で実施してきました。

また、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」等に基づき、児童の放課後の居場所のさらなる拡充を目指し、学童保育クラブと放課後子ども教室を一体的に運用する「放課後志木っ子タイム」を、平成30年度から宗岡第四小学校で開始しました。令和元年度からは新たに5校、令和2年度からはさらに2校拡充し、市内全小学校で実施できるよう、整備を進めます。

②放課後志木っ子タイムの実施の具体的な方策

ア) 実施プログラムの展開

放課後志木っ子タイムにおいては、学童保育クラブと放課後子ども教室の全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムを両事業の従事者や参画者が連携して、企画・実施します。

また、その充実を図るため、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、児童の興味・関心やニーズ、地域資源を踏まえた多様なプログラムを実施し、低学年だけでなく、高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や異年齢児交流、また、体験プログラムなどを通じて地域の多世代の人々との交流を促す内容も充実するように努めます。

イ) 職員の配置・質の確保

適正な職員配置に努めるとともに、支援員やコーディネーターなどの職員の質の向上を図るため、研修の参加を積極的に促します。

ウ) 連携による事業の推進体制

放課後志木っ子タイムの推進にあたっては、学童保育クラブの実施主体である子ども・健康部保育課と放課後子ども教室の実施主体である教育委員会生涯学習課が定期的に集まる機会を設け、総合的な放課後対策について協議を行い、互いに連携しながら推進します。

(2) 学童保育クラブの提供

① 学童保育クラブの基本的方針

学童保育クラブは、子ども・健康部保育課が実施主体となって、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として実施します。

授業終了後に単に預かるだけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活のできる「遊びの場」「生活の場」を提供することで、児童の自主性や社会性等のより一層の向上を図り、次代を担う子どもの育成を目指します。

②学童保育クラブ実施の具体的方策

ア) 施設・受け皿の確保

学童保育クラブを実施するための施設の確保については、教育委員会及び学校関係者と連携して取り組み、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の使用も視野に入れた取組を推進します。

また、学童保育クラブに加え、保護者の就労の有無にかかわらず参加することができる放課後志木っ子タイムの実施により、放課後に全ての子どもが安心・安全に過ごし、多様な体験・交流活動などを行うことができる環境整備を推進し、さらなる受け皿の確保を講じます。

イ) 職員の配置・質の確保

国の定める「放課後児童クラブ運営指針」等に基づき、適正な職員配置に努めます。また、指導員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養うとともに、きめ細やかな配慮と適切な判断力ができるよう、各種研修等への参加を積極的に促します。

ウ) 開所時間の延長に係る取組

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き学童保育クラブを利用できるように、地域の実情に応じた開所時間の延長の支援に取り組みます。

エ) 利用者・地域住民への事業内容周知

学童保育クラブと地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を深め、児童にとって最善の放課後環境を検討・選択できるように、全保護者を対象とした保護者会の開催や保護者への定期的なお便りの発信、ホームページの活用などを通じ、事業内容、各クラブの概要、活動内容等について、情報の積極的な公開に努めます。

(3) 放課後子ども教室の提供

①放課後子ども教室の基本的方針

放課後子ども教室は、教育委員会生涯学習課が実施主体となって、保護者の就労・未就労にかかわらず、放課後に全ての子どもが多様な体験・交流活動などを行うことができるよう環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

②放課後子ども教室実施の具体的な方策

ア) 実施プログラムの展開

放課後子ども教室においては、事業従事者や参画者が連携して企画・実施します。

また、放課後志木っ子タイム導入後は、学童保育クラブと放課後子ども教室の全ての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムを両事業の従事者や参画者が連携して、企画、実施します。

また、その充実を図るため、地域にある様々な教育資源を幅広く活用し、児童の興味・関心やニーズ、地域資源を踏まえた多様なプログラムを実施し、低学年だけでなく、高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や異年齢児交流、また、体験プログラムなどを通じて地域の多世代の人々との交流を促す内容も充実するように努めます。

イ) 実施校の拡大

令和2年度までに、平日及び三季休業日、学校行事の振替休業日、県民の日に実施する放課後子ども教室を市内の全小学校に整備します。

ウ) ボランティア等の人材確保

放課後子ども教室については、地域と学校が連携・協働して子どもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民のさらなる参画促進を図るとともに、市民団体やボランティアグループ、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参加も促進し、地域の活性化にもつなげていきます。

エ) 利用者・地域住民への事業内容周知

放課後子ども教室と地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を深め、児童にとって最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各教室の概要、活動内容等について、保護者への定期的なお便りの発信やホームページの活用などを通じ、情報の積極的な公開に努めます。

(4) 放課後の安全・安心な居場所の確保に向けて

① 放課後の居場所づくりに向けた教育委員会と福祉部局の連携

地域の実情に応じた効果的な学童保育クラブ及び放課後子ども教室を実施するため、両事業の実施に関する検討の場として小学校区ごとに「運営委員会」を設置します。この運営委員会は、福祉部局及び教育委員会、学校の教職員、PTA 関係者、学童保育クラブ及び放課後子ども教室の運営事業者などを構成メンバーとし、定期的に協議の場を設けることで、共通理解や情報共有を図ります。加えて、学校施設の使用計画や活用状況等についても、十分に協議を行い、福祉部局と教育委員会の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

② 学童保育クラブ・放課後子ども教室への余裕教室等公共施設の活用

学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、学校教育に支障が生じない限り、体育館、校庭、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等を活動場所として利用できるよう、学童保育クラブの実施主体である子ども・健康部保育課と放課後子ども教室の実施主体である教育委員会生涯学習課とが連携して、学校への働きかけを行い、利用調整を図るものとします。

なお、学校施設の活用にあたっては、各事業の実施主体である教育委員会生涯学習課と子ども・健康部保育課が責任をもって管理運営に当たるものとします。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応

学童保育クラブ及び放課後子ども教室においては、障がいのある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童などに対しては、特別な配慮が必要です。このような特別な配慮を必要とする児童の受け入れ体制の目安となる基準づくりやその児童を支援するために必要となる専門的知識を有する支援員の加配措置、支援員の研修など、行政・学校・家庭・専門機関等が連携して、情報共有を図りながら、適切に対応することで、対象児童が安心して過ごすことのできる環境づくりを推進していきます。

※放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）と放課後志木っ子タイムの「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」については、52、53 頁に示しています。

目標3

子育てしやすい生活環境の整備

現状と課題

子育てサービスや制度の情報提供にあたっては、子育てガイドブックによる総合的な子育て情報提供や、ホームページ上の“e子育てQ&A”、各種事業を通じて行ってきました。

アンケート調査では相談先の認知度は高くなっているものの、第1期計画の評価では質の高い相談を行うための連携体制、人材の確保育成が求められている状況です。

また、共働き世帯や女性の就業率が増加する中、最年少の子どもが就学するあたりに女性の就業率が落ち込むなど、仕事と子育てを両立するための男女共同参画意識の醸成、働きやすい環境づくりが求められています。

さらに、子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が全国的に問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっている状況です。

基本的な方向性

今後も引き続き子育て支援センターや教育サポートセンターを中心とした情報提供、総合相談の場としての機能向上に努めるとともに、子育てに伴う保護者の心理的・身体的負担の軽減や、男女共同参画意識の啓発、企業に向けた働き方改革等、仕事と家庭の両立支援に取り組みます。

また、子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう、地域防犯体制の推進に向けた人材や地域の協力の確保に努めるとともに、交通安全教育、公園や道路環境の整備を推進します。

指標及び目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 (健やか親子 21(第2次)アンケートより)	〈3か月児〉84.9% 〈1歳6か月児〉71.7% 〈3歳児〉70.3%	〈3か月児〉92.0% 〈1歳6か月児〉85.0% 〈3歳児〉75.0%
リフレッシュ保育事業利用率	34.4%	37%

(1) 情報提供の充実

①様々な方法を通じて子育てに関する総合的な情報提供を行います。

No.	取組名	内容	担当
44	子育てに関する情報提供	子育てガイドブック(冊子及び電子書籍版)を作成し、子育てサービスや制度に関する総合的な子育て情報を提供するとともに、ホームページ、LINE等を使い、タイムリーな情報発信を行います。また、“e子育てQ&A”を公開し、具体的な心配事に対する対応策を示します。	子ども支援課 教育サポートセンター 健康増進センター

(2) 相談体制の充実

①子育てに関する多様な相談機会を設けます。

No.	取組名	内容	担当
45	子どもと家庭の相談室における相談	子どもと家庭に関わるあらゆる相談に応じ、子育て支援を推進します。	子ども支援課
46	子育て支援センターにおける相談	子育てや子どもの健康、親自身のことなど、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる機会を充実します。	子育て支援センター
47	健康相談	子どもの健康や食事などの相談に保健師や管理栄養士が応じます。	健康増進センター
48	小児科医師、臨床心理士による相談	子どもの健康面や発育・発達、関わり方などの相談と支援を実施します。	いろは子育て支援センター
49	利用者支援員の配置	利用者支援員が情報提供事業、相談事業など、それぞれの子育て家庭に寄り添った支援をコーディネートします。	子ども支援課
50	女性相談・男性相談	ドメスティック・バイオレンスや子育てに関する不安など、悩み全般への支援を実施します。	子ども支援課
51	インターネット等についての相談	インターネット等に起因する問題についての相談に応じます。	生涯学習課
52	外国人申請・相談サポート事業	外国人住民が市役所に申請や相談をする際、市民通訳ボランティアが通訳として立ち会います。(英語・中国語・ベトナム語に対応)	市民活動推進課

②児童・生徒、保護者、教員の教育上の問題や悩み事について、相談に応じます。

No.	取組名	内容	担当
53	教育相談	教育上、養育上の問題や悩み事の相談に臨床心理士など専門の相談員が必要なアドバイス、カウンセリングなどを行い、様々な悩みの早期解決に努めます。	教育サポートセンター
54	小学校スクールカウンセラーの派遣	市内各小学校に臨床心理士の資格などを持つカウンセラー(相談員)を派遣し、教員や保護者の相談に対応します。	教育サポートセンター
55	スクールソーシャルワーカーによる支援	児童・生徒の問題に対し、スクールソーシャルワーカーが保護者や教員と協力しながら問題の解決を図ります。	教育サポートセンター
56	市内各中学校内相談員の配置	相談員を市内各中学校に配置し、教育サポートセンターの相談員との連携強化を図りながら、不登校などの早期発見・早期対応を目指し、教育相談活動を行います。	教育サポートセンター

(3) 子どもも自分も大切にすることができる場所づくり

①要件を問わない一時預かりで、子育てに伴う保護者の心理的・身体的負担を軽減し、より良い子育てにつなげます。

No.	取組名	内容	担当
57	リフレッシュ保育事業	在宅子育て家庭のうち、1歳児及び2歳児の保護者のリフレッシュを目的として、無料で一時保育を利用することのできる「リフレッシュ保育利用クーポン券」をプレゼントします。	子ども支援課
58	ひととき保育事業	子育て支援センターのひろば事業の中で行う預かり保育で、保護者のリフレッシュにつなげます。	子ども支援課 子育て支援センター

(4) 仕事と家庭の両立支援

①男女が共に互いを尊重し、仕事と子育てを両立することができるよう意識啓発を行います。

No.	取組名	内容	担当
59	家庭科の授業の充実	男女が共に学ぶ家庭科の授業を通して、家庭のあり方や家族の人間関係などに関する指導の充実を図り、男女共同参画に対する意識を高めます。	学校教育課
60	男女共同参画に関する啓発活動	家庭生活における男女共同参画を促進するため啓発を行います。また、職場において、ワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、企業を対象に研修会を実施します。	人権推進室
61	お父さん参加事業	親子のふれあい遊びや制作、季節行事などを実施し、父親の育児参加を促進します。	子育て支援センター
62	仕事と生活の調和に関する意識啓発	市民や市内企業に対し仕事と生活の調和に関する意識啓発の取組を推進します。	産業観光課 子ども支援課 人権推進室

(5) 交通安全・防犯活動の推進

①子どもが安心して遊ぶことのできる場を整備します。

No.	取組名	内容	担当
63	児童公園等の整備	子ども・高齢者などが使いやすい身近な活動の場として、整備・充実を図っていきます。	都市計画課

②交通安全に関する意識啓発や、地域で子どもを見守る体制をつくります。

No.	取組名	内容	担当
64	交通安全推進事業・交通安全教育	小学生や地域住民に対し交通安全教育を推進するとともに、交通安全の意識啓発活動を実施します。	都市計画課 学校教育課
65	防犯ブザーの配布	小学校入学時に防犯ブザーを配布し、児童の安全確保に努めます。	教育総務課
66	自主防犯意識啓発事業	犯罪を未然に防ぐための自主防犯パトロールを継続し、安全なまちづくりを推進します。	市民活動推進課
67	ふれあい110番の家	中学校区を中心に、地域で児童・生徒の安全を見守ります。	学校教育課
68	児童の安全確保	学校巡回パトロール員及び民間委託による警備員を各小学校に配置し、児童の安全を確保します。	教育総務課
69	防犯カメラの設置	町内会や警察などと連携し、市内要所に防犯カメラを設置し、安全に安心して暮らすことのできる地域を目指します。	市民活動推進課

③誰もが安心して外出できる道路や交通環境の整備を行います。

No.	取組名	内容	担当
70	道路の整備	舗装の打換や道路改良工事、段差やくぼみなど、道路状況が悪化している箇所について適宜必要な補修を行います。	道路課
71	交通安全施設整備事業	カーブミラーや道路照明灯、路面標示などの交通安全施設について、適切な設置、維持管理を行います。	都市計画課
72	デマンド交通	既存のタクシーを活用し利用者の要望(デマンド)を受けて低額で利用できる公共交通サービスを実施することで移動手段の確保と利便性の向上を図ります。	都市計画課
73	キッズ・ゾーンの設定	保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーンを設定し、交通安全対策を推進します。	保育課 都市計画課 道路課

目標4

配慮を必要とする子ども・家庭への支援

現状と課題

近年、子育て家庭の社会的孤立、子どもの貧困対策や外国につながる子どもの増加、不登校・引きこもりなど子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化しており、本市においても障がいのある子ども、引きこもりや外国につながる子どもなど、特別な支援や配慮を必要とする子どもが増加している状況です。

国においても、「児童虐待防止法」、「児童福祉法」が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等の推進が進められているほか、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を一部改正するなど、虐待防止や貧困対策に一層力を入れて取り組んでいます。

基本的な方向性

子育て家庭への経済的支援に継続的に取り組むとともに、関係機関との連携により保護者や子どもの生活支援や就労支援、子どもの学習支援を推進します。

また発育・発達が気になる子どもを早期発見・早期療育につなげることができ、障がいのある子どもが年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるよう、支援体制の整備に取り組むとともに、児童虐待の防止に向けた家庭や学校、専門職との連携体制の強化に努めます。

さらに、不登校・引きこもり、外国につながる子どもや家庭が、地域の一員として身近な地域で生活ができるよう、各園・学校においてスムーズに教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めます。

指標及び目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
生活困窮者自立支援法に基づく学習支援・生活支援事業参加実人数	〈学習支援〉17人 〈生活支援〉10人	増加
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	62.5%	増加
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトによらない子育てをしている親の割合 (健やか親子21(第2次)アンケートより)	〈3か月児〉85.9% 〈1歳6か月児〉73.4% 〈3歳児〉62.3%	〈3か月児〉95.0% 〈1歳6か月児〉85.0% 〈3歳児〉70.0%

(1) 経済的支援の充実

①誰もが安心して子育てができるよう、子育て家庭への経済的支援を行います。

No.	取組名	内容	担当
74	児童手当	0歳から中学生までの子どもを対象に、所得や子どもの年齢などに応じ手当を支給します。	子ども支援課
75	子ども医療費助成事業	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちの保健向上を図ります。	子ども支援課
76	児童扶養手当	母子・父子家庭などの生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ります。	子ども支援課
77	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定と自立を支援します。	子ども支援課
78	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子(寡婦)家庭の母親や父子家庭の父親が、経済的に自立し、安定した生活を送るために、必要な資金を貸し付けます。	子ども支援課
79	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭が、希望する職種に就くために有利となる、市の指定する講座を受講した場合、講座終了後に費用の一部を支給します。	子ども支援課
80	高等技能訓練促進給付金	ひとり親家庭が就職に有利となる、市が定める資格を取得するため、修業期間が2年以上の養成機関において一定の課程を修業し、かつ当該対象資格の取得が見込まれる場合に給付金を支給します。	子ども支援課
81	幼稚園・保育園等の保育料等の軽減	国の定める幼児教育・保育の無償化事業の対象外となる子どもに対し、本市独自の負担軽減策を推進します。	保育課

(2) 子どもの貧困対策の推進

① 貧困対策としての相談支援や子どもの居場所づくりを行います。

No.	取組名	内容	担当
82	関係機関の連携強化	子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもに視点を置いた環境が整うよう関係機関の連携を強化します。	共生社会推進課 子ども支援課 学校教育課
83	生活相談センターの充実	様々な問題を抱える家庭に対し生活面や就労面などの相談に応じ、子どもが安心して暮らせるよう必要な支援を実施します。	共生社会推進課
84	学習支援事業	貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り開いていくことを支援するため、生活困窮世帯の子ども(小学生・中学生・高校生対象)等に対する学習支援を推進します。	共生社会推進課 子ども支援課
85	子ども食堂との連携	子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、支援が必要と思われる子どもが上手く利用につながるよう、関係する団体と連携しながら対応します。	子ども支援課

子ども食堂

子どもなどに食事を提供する場であるとともに、子どもが家庭や学校以外で一人でも安心して過ごせる第三の居場所として、子どもと地域をつなぐ役割を果たしています。

市内では志木のまいにちこども食堂（中宗岡4丁目）やみんなでごはん（いろは遊学館内）などが開所しています。

社会福祉協議会の取組

～食を通じた居場所づくり～

子どもたちの孤食を予防するため、小学生の夏季休暇期間、高齢者と子どもと一緒に食事をとることができる「こどもランチルーム事業」を実施しています。

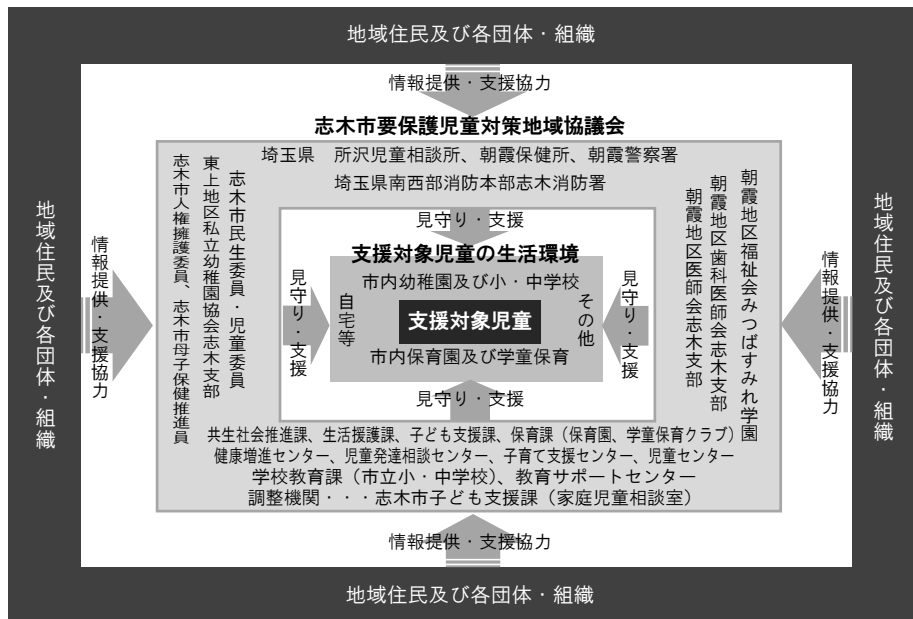
また、子ども食堂など、地域で食を通じて集うことができる場を運営する団体の活動を支援しています。

(3) 児童虐待防止対策の推進

①虐待の早期発見・早期支援につなげるためのネットワークを充実します。

No.	取組名	内容	担当
86	児童虐待防止ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の早期発見、迅速かつ適切な対応を行うことにより、家庭における安全な児童の養育の確保を図ります。また、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止ネットワークの充実を図ります。	子ども支援課
87	子ども家庭総合支援拠点の整備	平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、子ども家庭総合支援拠点を設置します。	子ども支援課
88	特に支援が必要な家庭に対する相談の充実	子どもと家庭に関わる相談窓口を充実し、様々な悩みや相談に柔軟に対応することにより、保護者の養育負担の軽減を図ります。また、相談から必要な支援につながることで安定した養育ができるよう、関係機関との連携を強化します。	子ども支援課 健康増進センター
89	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師などによる専門的相談支援やヘルパーによる家事・育児援助を行うことにより、適切な養育の確保を図ります。	子ども支援課
90	母子保健と連携した児童虐待予防	しきつ子あんしん子育てサポート事業の中で、虐待リスクの高い家庭を早期に把握、介入して必要な支援につなげることにより、児童虐待を防止し、児童の安全と健やかな育ちを支援します。	子ども支援課 健康増進センター

◆虐待防止ネットワーク



(4) 発育・発達が気になる子どもへの支援

①発育・発達が気になる際の多様な相談機会を設けます。

No.	取組名	内容	担当
91	すくすく相談	発育に心配のある乳幼児を対象にした小児科医師による個別相談を実施します。	健康増進センター
92	巡回発達相談	子育て支援センター及び保育園・幼稚園等において、発達が気になる児童を対象に公認心理師等専門職による助言や指導を行います。	児童発達相談センター
93	早期からの就学相談体制の充実	市内小学校へ入学予定の年長児がいる幼稚園、保育園などと連携を図りながら、早期からの就学相談の充実を図ります。	教育サポートセンター 児童発達相談センター 子ども支援課 保育課
94	福祉サービス利用相談	療育を必要とする児童が対象となる児童通所支援サービス(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の利用に関する相談に応じ、支援計画を立てる事業所の紹介等を行います。また、障がい者手帳取得に関する相談に応じ、申請手続きを行います。	共生社会推進課
95	個別発達相談	18歳未満の児童を対象に小児科医師、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士による発達の相談・支援を実施します。	児童発達相談センター
96	親子グループ支援事業	就学前の児童を対象に、遊びを通して親同士の交流や、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士などによる専門相談・支援を実施します。	児童発達相談センター

児童発達相談センター「すきっぷ」

市内在住の18歳未満のお子さんの発達について、相談できる機関です。
相談内容に応じて、専門職(小児科医師、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士)が対応し、関係機関と連携しながらお子さんの成長を支援します。

志木っ子サポートシート

家庭環境や、学習面・行動面に著しい課題のある通常学級に在籍する児童・生徒を把握し、それぞれのニーズに応じた支援をするために活用するものです。

②それぞれの適性やニーズに応じた保育や特別支援教育等を実施します。

No.	取組名	内容	担当
97	ひまわり保育(障がい児保育)事業	豊かな人間性を育むため、心身に障がいがある子どもとない子どもとがともに成長できる環境づくりに取り組みます。	保育課
98	医療的ケア児保育事業	たんの吸引等、医療的ケアを必要とする子どもの保育園利用について、受入体制を整備します。	保育課
99	放課後等デイサービス事業	障がいや発達に遅れのある就学児童に対し、必要な訓練や発達支援を行う放課後等デイサービス事業の提供体制整備に努めます。	共生社会推進課
100	児童発達支援事業	発育や発達が気になる子どもに対し、療育や育成、訓練などの支援を行うとともに、保護者負担の軽減を図るため、児童発達支援事業の提供体制整備に努めます。	共生社会推進課
101	「志木っ子サポートシート」を活用した支援を必要としている児童・生徒の把握	支援を必要としている児童・生徒の教育的ニーズを把握し、必要に応じて専門家のチームを派遣します。	教育サポートセンター
102	特別支援教育プログラム事業	発達障がいなどにより特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活への適応指導などの支援を行い、社会的自立をサポートします。	教育サポートセンター
103	特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問	臨床心理士などが週1回、定期的に小中学校を訪問し、子ども達の行動観察を通して、特別支援学級担任や特別支援教育支援員などと発達相談を行い、専門性の向上を図ります。	教育サポートセンター
104	特別支援教育支援員派遣事業	通常学級の学習や集団生活等に課題のある児童・生徒、あるいは特別支援学級の多動性や彷徨性が著しい児童・生徒の学校生活を支援します。	教育サポートセンター

特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことです。

③障がいに関する理解を深めるための啓発や交流教育を行います。

No.	取組名	内容	担当
105	発達障がい理解啓発事業	発達障がい啓発週間(毎年4月2日～4月8日)や各種事業等において発達に関する啓発を実施します。	児童発達相談センター
106	障がい者理解促進事業	障がい者理解の促進及び啓発等を実施し、障がい者の虐待防止、障がい者差別の解消を図ります。	共生社会推進課

(5) 配慮が必要な児童・生徒への支援

①不登校の児童・生徒に対し、学習機会の提供や学校復帰に向けた支援を行います。

No.	取組名	内容	担当
107	適応指導教室(ステップルーム)	不登校の児童・生徒に対する教育相談の一環として、個別または小集団での活動により、集団生活への適応力や自立心を養い、学校復帰ができるよう支援します。	教育サポートセンター
108	ホームスタディー制度	不登校の児童・生徒に学習機会を提供し、学校復帰・社会的自立を目指して支援します。	教育サポートセンター

②外国につながる児童・生徒に対し、学習支援を行います。

No.	取組名	内容	担当
109	日本語指導員派遣事業	外国人・帰国児童・生徒の日本語習得のために言語補充の援助活動を行います。	教育サポートセンター

目標5

地域全体で見守る体制づくり

現状と課題

地域ぐるみの子育てを推進するためには、地域に暮らす一人ひとりが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、“市民力”と市との協働により子育て支援を進めることが重要となります。

本市では、子育て中の親子の孤立を防ぎ、子育て家庭の交流や仲間づくりを促す場として、子育て支援センターや児童センターを中心に講座やイベントなどを実施しています。

また地域や社会全体で親子の学びや育ちを支えるため、地域の人材と連携して地域の歴史や環境、スポーツなど、様々な体験事業を展開しています。

アンケート調査では、子育てに関して地域の人に望むこととして、「危険なことや、悪いことをしたときの注意」や、「子どもや親子連れに対するあいさつ、声かけ」が求められています。

一方で、母子保健推進員、食生活改善推進員、子育てサークル活動団体、読み聞かせや、おはなし会などにおけるボランティアなど、地域での活動を担う人材の育成が課題となっています。

基本的な方向性

地域において子どもや子育て家庭を支える母子保健推進員、食生活改善推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども会等への活動支援や人材育成、連携強化に継続的に取り組みます。

また気軽に親子が集う交流の場を幅広く展開し、子育て不安の解消や、問題の早期発見・早期支援に努めるとともに、子育てサークル等市民の自主的な活動を支援します。

さらに、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験活動の機会を提供し、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支援します。

指標及び目標値

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
子育て支援センター利用者数	延べ57,114人	延べ57,600人
民間の保育園・認定こども園・幼稚園における 世代間交流事業実施施設数	6施設	8施設

(1) 地域の活動団体との協働

①子どもや子育て家庭を支える地域活動団体との連携強化に努めます。

No.	取組名	内容	担当
110	母子保健推進員 連絡協議会	子育て交流会などを実施し、健康増進センターなどで 行われる市保健事業への協力を行います。	健康増進セン ター
111	食生活改善推進 員協議会	おやこの食育教室の開催、離乳食教室などへの協力を 行います。	健康増進セン ター
112	民生委員・児童委 員、主任児童委員	子育て家庭等に関する相談・援助活動を推進します。	生活援護課
113	子ども会等の活動 の促進	地域活動を促進し、地域の子育て支援活動の活性化 を図ります。	生涯学習課

母子保健推進員

母と子の幸せを願い、安心して育児ができる環境づくりのために活動している、地域の子育てサポーターです。健康増進センターと連絡をとりながら、妊婦さんやお子さんのいる家庭を訪問しています。

食生活改善推進員

地域における食育推進の担い手として、まずは、自分や家族のために学び、学んだことを地域の人たちに伝えていきます。地域全体に健康づくり活動を広めていく食のボランティア「食育アドバイザー」としての役割を担っています。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣と埼玉県に委嘱された、地域に設置が定められた福祉や子育てに関するボランティアで、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉行政とのパイプ役として社会福祉増進のために活躍しています。

主任児童委員

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。相談内容に応じて、相談者の地区を担当する民生委員・児童委員や行政、学校、児童相談所などと連携し、支援活動をしています。

(2) 地域の交流促進

①子どもや子育て家庭が地域の中でつながりを持つための支援を行います。

No.	取組名	内容	担当
114	子育て支援センターの充実	子育てに関する相談や交流の場を提供するとともに、子育て情報の提供や講習会等を行い、地域の子育て機能を充実します。	子ども支援課 子育て支援センター
115	児童センター事業の充実	子どもたちが自由に遊んだり、くつろいだりすることができ、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる地域の拠点としての機能を充実します。	子ども支援課 児童センター
116	子育てサークル活動に関する相談や情報提供	親同士が相互に交流する中で、子どもの遊びや発達を促す活動を行う子育てサークル活動についての相談や情報提供などの支援を強化します。	子育て支援センター
117	保育園における子育て支援事業	在宅子育て家庭を支援するために、保育園で実施している「あそぼう会」などを継続し、身近な相談の場、交流の場としての機能を推進します。	保育課 子ども支援課
118	親子で参加できる講座の開催	身近な地域において、親子で参加できる教室やイベントを行い、仲間づくりや情報交換の場とします。	公民館 いは遊学館
119	親子で遊ぼう	地域の中で子育て家庭の交流や仲間づくりを支援するために、親子のできる事業を推進します。	児童センター
120	講座・研修会時における託児サービス	講座・講習会などにおける託児サービス(保育スタッフ)を充実し、社会参加の機会を増やします。	子ども支援課
121	子育て支援センター・図書館事業のボランティア	読み聞かせ、ミニシアター、おはなし会などへのボランティアの参加を促進します。	子育て支援センター 図書館

社会福祉協議会の取組

～地域でつながる子育て応援事業～

市内の子育て世帯の孤立予防を図り、市内の子育て支援拠点や子育て世帯同士がつながるきっかけをつくるために実施している事業で、関係機関と連携して、子育て支援情報の発信と、子育て応援用品の提供を行っています。

②子育て世代の交流機会を充実します。

No.	取組名	内容	担当
122	保育園等における世代間交流事業	民間保育施設や幼稚園において、地域交流事業を実施し、世代間のふれあいを促進して地域の活性化を図ります。	保育課 子ども支援課
123	もくせいにおける世代間交流事業	小さな子どもたちからお年寄りまでが、互いに交流を進めることのできる様々な事業を展開します。	子ども支援課 長寿応援課 市民活動推進課 生涯学習課
124	三世代・子育て支援交流会	母子保健推進員と協力し各地区において三世代・子育て支援交流会・健康相談を実施します。	健康増進センター

(3) 多様な体験機会の創出

①地域で多様な体験ができる機会を提供します。

No.	取組名	内容	担当
125	郷土・文化に関する学習機会の提供	しき子ども郷土かるた大会やいろは子ども文化賞を通じて、郷土の歴史や風土に対する愛着を育みます。	生涯学習課 学校教育課
126	環境講座の開催	市民に身近なテーマを取り上げ、環境に関して意識を高めてもらい、保護・保全に努めます。	環境推進課
127	スポーツ振興委託事業・学校施設開放事業	各種市民大会を実施するとともに、市内小学校の体育館・グラウンドを開放しスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	生涯学習課
128	社会教育・生涯学習推進	子育て支援事業や青少年教育事業を通し「子どもは地域で守り育てる」環境を充実します。	公民館 いろは遊学館
129	図書館資料の充実・整備	子どもの読書習慣の形成・継続や学ぶ意欲を支える蔵書の充実、大人への啓発講座を開催します。	図書館

社会福祉協議会の取組

～福祉教育・ボランティア体験～

福祉への関心を深め、「共に生きる力」を育てるため、学校における福祉教育の推進を行っています。

また、市内福祉施設やボランティア活動団体と連携を図りながら、ボランティア体験ができる機会を提供しています。

第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供・推進体制

①認定こども園の普及

本市に所在する認定こども園は令和2年3月現在1園となっています。認定こども園は、保護者の就労状況及びその他の変化があった際にも子どもを柔軟に受けられることから、今後多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園や保育園から認定こども園への移行がスムーズに行えるよう支援を行います。

②質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼稚園教諭と保育士が合同で受講する幼保連携に関する研修の開催や、視察などを通じ、教育・保育の質の向上に重点的に取り組みます。

また、関係機関、関係団体などとの連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

③幼保小中連携の取組の推進

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教員や保育士等が交流事業などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、5歳児の小学校への学校訪問などを通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう連携を進めます。

さらに、小学校から中学校への円滑な接続に向けても、連携方策の構築に努めるとともに、それまでの育ちと学びを踏まえ、長期的な視点で子どもの成長過程を見通し、連続性・一貫性を保証しながら保護者や地域と共に育てる意識を高め、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていくよう努めます。

④施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等の利用給付の実施にあたっては、公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

(2) 計画全体の推進体制

①庁内推進体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」並びに「母子保健計画」、「新・放課後子ども総合プラン」を兼ね備えており、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

②関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、本市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、市内の子育て支援に関わる家庭をはじめとした、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携の強化を図ります。

(3) 情報提供・周知

本計画について、ホームページでの計画本編の公開や、概要版の発行などにより、周知を図ります。

また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの子ども・子育てに関する情報については、広報紙やインターネットなどを通じて、市民への周知・啓発を図ります。

(4) 広域調整や県との連携

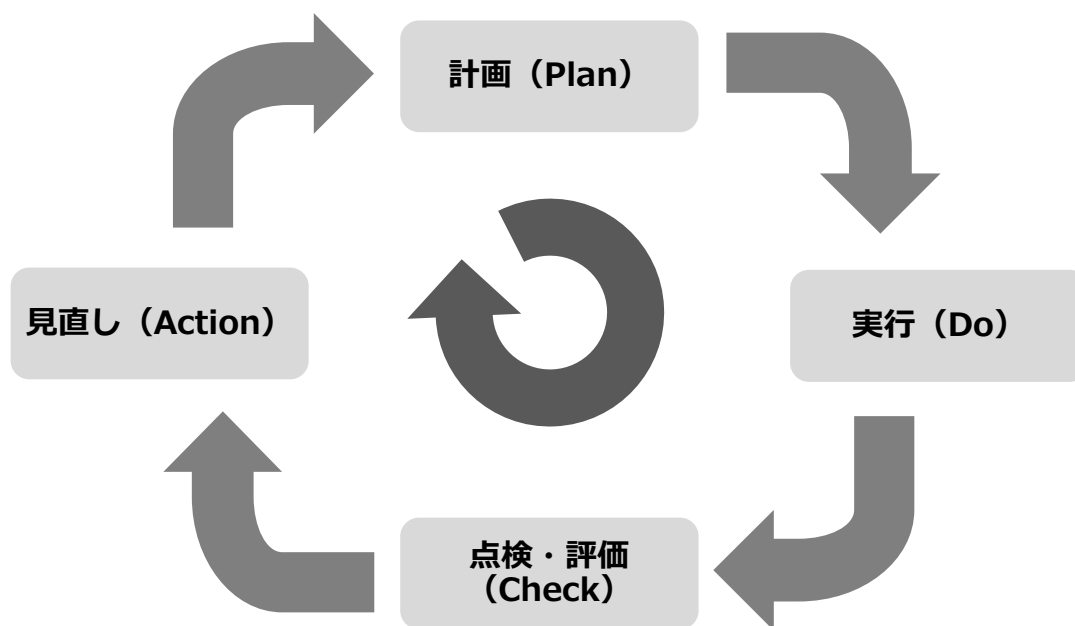
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

また、法に基づく事務の執行や行使について、必要に応じて県に対し情報提供等の協力を要請します。

2 計画の評価・検証

本計画における各サービスなどについて見込みと確保の内容のバランスや目標ごとに定めた目標値の達成状況などについては、毎年度児童福祉審議会において点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるよう管理します。点検・評価を行った結果については、市ホームページなどで公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1 計画策定に係る条例及び会議の設置要綱

(1) 志木市児童福祉審議会条例

平成13年3月22日

条例第4号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定により、児童福祉行政の円滑な推進を図り、及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援(同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事務を処理するため、志木市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、答申する。

- (1) 児童福祉に関し必要な事項
- (2) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉又は子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 児童福祉又は子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもの同条第2項に規定する保護者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部子ども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 志木市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づき策定する志木市子ども・子育て支援事業計画、及び（平成8年5月1日児母第20号）厚生省児童家庭局母子保健課長通知に基づき策定する志木市母子保健計画（以下「計画等」という。）を策定するため、志木市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画等の基本的な方針に関すること。
- (2) 計画等の目標に関すること。
- (3) 計画等に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画等に定める施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる課等の職員のうち、原則として主査（相当職を含む。）以上の職にある者をもって組織する。

- (1) 企画部市政情報課人権推進室
 - (2) 総務部防災危機管理課
 - (3) 市民生活部市民活動推進課
 - (4) 市民生活部環境推進課
 - (5) 市民生活部産業観光課
 - (6) 健康福祉部福祉課
 - (7) 健康福祉部子ども家庭課
 - (8) 健康福祉部いろは子育て支援センター
 - (9) 健康福祉部児童発達相談センター
 - (10) 健康福祉部健康政策課
 - (11) 健康福祉部健康増進センター
 - (12) 都市整備部都市計画課
 - (13) 都市整備部道路課
 - (14) 教育委員会事務局教育政策部教育総務課
 - (15) 教育委員会事務局教育政策部学校教育課
 - (16) 教育委員会事務局教育政策部生涯学習課
 - (17) 志木市立教育サポートセンター
- 2 検討会議の会長（以下「会長」という。）は、健康福祉部子ども家庭課長（以下「子ども家庭課長」という。）の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、計画等の案の策定が終了する日までとする。

(会議)

第5条 検討会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議を構成する者以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部子ども家庭課において処理する。

(会議の記録等)

第7条 子ども家庭課長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 子ども家庭課長は、前項の規定により記録した書面を、別に志木市庁議等における会議録の公表に関する要綱(平成25年志木市告示第210号)で定めるところにより公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 志木市健康福祉施策庁内推進会議設置要綱

平成20年3月26日

告示第54号

(設置)

第1条 市における健康福祉施策を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、健康福祉施策庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 健康福祉施策の総合調整に関すること。
- (2) 各種の健康福祉に関する計画の進行状況の検証に関すること。
- (3) その他健康福祉施策を円滑に推進するための調査研究に関すること。

(組織)

第3条 会議は、健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉課長及び審議事項に関係する部課長（相当職を含む。）並びに健康福祉部長がその都度指名する職員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 健康福祉施策を具体的に検討するため、会議に部会を置くことができる。

(会議の記録等)

第7条 事務を所掌する課及び所において、会議の経過及び結果を記録するものとする。

2 福祉課長は、前項の規定により記録した書面を保管し、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

2 部会の庶務は、事務を所掌する課及び所において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 志木市障害者計画及び障害福祉計画庁内推進会議設置規程（平成18年志木市告示第115号）は、廃止する。
- 3 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

2 計画策定までの経過

(1) 志木市児童福祉審議会

年月日	実施内容
平成 30 年度	
6 月 27 日	◇第 1 回志木市児童福祉審議会 ----- (1) 子育て支援に関する今年度の取組について
12 月 20 日	◇第 2 回志木市児童福祉審議会 ----- ○諮問「第 2 期志木市子ども・子育て支援事業計画策定について」 (1) 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (2) アンケート調査について (3) 子育て支援に関する現在の取組状況について (4) 子ども・子育て支援事業計画の一部改訂について
平成 31 年 1 月 18 日	◇第 3 回志木市児童福祉審議会 ----- (1) ニーズ調査のための調査票について (2) 母子健康計画について
令和元年度	
5 月 24 日	◇第 1 回志木市児童福祉審議会 ----- ○委嘱状交付 (1) 児童福祉審議会及び審議会スケジュールについて (2) アンケート調査結果の報告について (3) 子ども・子育て支援事業計画等策定方針について
7 月 17 日	◇第 2 回志木市児童福祉審議会 ----- (1) 志木市子ども・子育て支援事業計画骨子案について (2) ニーズ量の見込み算出の概要について
8 月 28 日	◇第 3 回志木市児童福祉審議会 ----- (1) 幼児教育・保育の無償化について
9 月 30 日	◇第 4 回志木市児童福祉審議会 ----- (1) 子ども・子育て支援事業計画の素案について
10 月 30 日	◇第 5 回志木市児童福祉審議会 ----- (1) 子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) 特定教育・保育施設等の利用定員について
11 月 26 日	◇第 6 回志木市児童福祉審議会 ----- (1) 子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) 特定教育・保育施設等の利用定員などについて
令和 2 年 1 月 24 日	◇第 7 回志木市児童福祉審議会 ----- 答申「第 2 期志木市子ども・子育て支援事業計画策定について」

◆◆◆計画策定のためのアンケート調査◆◆◆

年月日	実施内容
平成30年度	
4月～12月	◇健やか親子21（第2次）アンケート調査の実施 ----- ①3か月児健診：535件、回答数489件、回収率91.4% ②1歳6か月児健診：524件、回答数470件、回収率89.7% ③3歳児健診：547件、回答数474件、回収率86.7%
平成31年 2月19日～ 3月4日	◇子育て支援についてのアンケート調査の実施 ----- ①就学前児童：2,000件、回答数820件、回収率41.0% ②小学生児童：1,500件、回答数627件、回収率41.8%

（2）志木市子ども・子育て支援事業計画等策定庁内検討会議

年月日	実施内容
令和元年度	
5月20日	(1) 子ども・子育て支援事業計画等策定の趣旨及び策定スケジュールについて (2) 子育て支援についてのアンケート調査の結果について (3) 策定方針の確認について (4) 進捗状況シートの記入について
9月25日	(1) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画素案について

（3）志木市健康福祉施策庁内推進会議

年月日	実施内容
令和元年度	
10月16日	(1) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画素案について

（4）庁議の開催経過

年月日	実施内容
令和元年度	
11月12日	(1) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画素案について（意見公募）
令和2年 1月28日	(1) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画素案の意見公募結果について (2) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(5) 市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果

①意見公募期間

令和元年12月5日（木）～令和2年1月6日（月）

②素案の公表場所

子ども家庭課、健康増進センター、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、福祉センター、第二福祉センター、総合福祉センター、児童センター、宗岡子育て支援センター、いろは子育て支援センター、西原子育て支援センター、子育て支援センターぷちまある

③意見募集状況

意見人数 個人：4人、団体：1団体

意見件数 14件

3. 志木市児童福祉審議会名簿

任期 平成29年5月1日～平成31年4月30日

(選出区分別・あいうえお順・敬称略)

	氏 名	所 属	選出区分	備 考
1	安斎 昇恵	主任児童委員	識見を有する者	
2	金子 里佳	NPO法人 志木子育てネットワークひろがる輪	識見を有する者	
3	小堀 久美子	主任児童委員	識見を有する者	
4	米倉 三仁	NPO 法人「結（ゆい）」	識見を有する者	
5	石井 英男	学校法人市之瀬学園 おおのみち幼稚園	事業従事者	
6	狩野 樹子	社会福祉法人タイケン福祉会	事業従事者	
7	谷合 弘行	志木市社会福祉協議会	事業従事者	
8	三輪 武	みわ幼稚園	事業従事者	会 長
9	新谷 梓	保育園保護者	保護者	
10	鈴木 利江子	保育園保護者	保護者	
11	竹内 千尋	学童保護者	保護者	
12	平光 里恵	幼稚園保護者	保護者	副会長

任期 令和元年5月1日～令和3年4月30日

(選出区分別・あいうえお順・敬称略)

	氏 名	所 属	選出区分	備 考
1	金子 里佳	NPO法人 志木子育てネットワークひろがる輪	識見を有する者	副会長
2	中村 和子	主任児童委員	識見を有する者	
3	峰崎 靖子	主任児童委員	識見を有する者	
4	米倉 三仁	NPO 法人「結（ゆい）」	識見を有する者	
5	石井 英男	学校法人市之瀬学園 おおのみち幼稚園	事業従事者	会 長
6	大熊 啓太	学校法人アルス学園 足立みどり幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	事業従事者	
7	佐藤 聡子	ぷりえ志木本町園	事業従事者	
8	中村 勝義	志木市社会福祉協議会	事業従事者	
9	加藤 あさひ	幼稚園保護者	保護者	
10	竹内 千尋	保育園保護者	保護者	
11	細田 大二郎	保育園保護者	保護者	
12	宮川 瞳	学童保護者	保護者	

第2期志木市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 志木市

編集 志木市健康福祉部子ども家庭課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

TEL 048-473-1111（代表）

